

米国・フランス・ドイツ 各国憲法の軍関係規定 及び緊急事態条項



2019年11月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2019-1-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

米国・フランス・ドイツ各国憲法の 軍関係規定及び緊急事態条項

河島 太郎
(憲法調査室)

2019年11月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目 次

はじめに	4
I 米国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項	5
1 原則	
2 軍関係規定	
3 緊急事態条項	
4 その他	
II フランス憲法の軍関係規定及び緊急事態条項	10
1 原則	
2 軍関係規定	
3 緊急事態条項	
III ドイツ基本法の軍関係規定及び緊急事態条項	15
1 原則	
2 軍関係規定	
3 緊急事態条項	
4 その他	
おわりに	22
資料 米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項（翻訳）	26
I 米国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項（翻訳）	
II フランス憲法の軍関係規定及び緊急事態条項（翻訳）	
III ドイツ基本法の軍関係規定及び緊急事態条項（翻訳）	
凡例	

はじめに

周知のとおり、戦後の日本国憲法（以下「新憲法」）では、平和主義の原則（前文）に立って、陸海空軍その他の戦力の不保持（第9条）が定められた。

再軍備が論じられた東西冷戦の初期に、憲法改正ではなく憲法解釈で自衛隊の整備等が行われた。その後自衛隊関係の憲法改正論議が高まったのは、1990年のイラクのクウェート侵攻に始まる翌年の湾岸戦争の時である。その際、国際連合（以下「国連」）安全保障理事会（以下「安保理」）決議678⁽¹⁾に基づき多国籍軍がイラクに派遣され、日本でも自衛隊の国外派遣が憲法論議の対象となり、その後自衛隊の国外派遣への国会の関与についても論議される契機となった。

また、戦前の大日本帝国憲法には、戦時などの緊急時における憲法秩序（人権保障と権力分立）の停止を定める緊急事態条項があった。新憲法には緊急事態条項がなくなり、あえて言えば参議院の緊急集会に関する新憲法第54条第2項を緊急事態条項と解することが可能な程度となっている。しかし、2011（平成23）年の東日本大震災後、国会議員の任期延長等の緊急事態条項の要否が憲法改正論議の対象となってきた。

本稿では、今後の国政審議に資するため、米国、フランス及びドイツの各国憲法上の軍関係規定及び緊急事態条項を紹介する。なお、本稿では、国会議員の任期延長その他人権制限や権力集中が必ずしも憲法秩序の停止に至らない規定も含め、広く「緊急時の特例を定める憲法規定」を「緊急事態条項」として扱うこととする。

本稿では、各国憲法の規定を①平和主義などの原則規定、②軍関係規定、③緊急事態条項及び④その他に大別し、更に②軍関係規定はa)最高指揮権、b)軍の任務、構成等、c)宣戦・講和及びd)兵役など軍関係の人権の特則に細分し、③緊急事態条項はa)統治機構関係及びb)人権関係に細分した。

②a)の軍の最高指揮権は統帥権ともいい、これを有する最高司令官が文民（特に公選の政治家）か否かは文民統制の一つの指標とされている。文民統制の目的は軍事に民主的統制を加えて軍の独走や政治介入を防ぐことにある。このような目的からは、国民代表機関である国会による軍の統制も重要な視点となる。

②b)については、このような視点から、軍の構成を法律事項であると明示するなど、立法機関である国会が軍に民主的統制を及ぼす根拠を与える憲法規定は重要である。ほかに、軍の任務を国防に限るなどの憲法上の規定で直接的に軍の統制が図られることもある。

特に②c)について、戦争が国家間の無制限の武力行使になりかねないため、国会が戦争を統制する必要性は高く、その端緒となる宣戦に国会が関与する仕組みを憲法で定める国もある。ただし、「戦争抛棄ニ関スル条約」（以下「不戦条約」）⁽²⁾で戦争が違法化されて宣戦を伴わない武力行使が増加し、さらに国連憲章⁽³⁾第2条第4項が武力による威嚇と

* 本稿におけるインターネット情報は、2019年9月1日現在のものである。

(1) S/RES/678 (1990). 国連憲章第7章（平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動）の措置として加盟国がイラクに対し「必要なあらゆる手段をとることを許可する」ものである。

(2) 昭和4年条約第1号。

(3) 国際連合憲章（昭和31年条約第26号）。1945（昭和20）年6月26日に原加盟国がサンフランシスコ市で署名。同年10月24日発効。

武力の行使を一般的に禁止したことから、現在では宣戦自体も違法化したと解されるに至って、宣戦は更に忌避される傾向にある。そこで、宣戦を伴わない軍の国外派兵に国会が関与する手続についても憲法で定める国がある。

② d) のうち兵役は軍の兵員を徴集するための制度をいい、国民に兵役義務を強制する強制兵制度と国民が自由意思に基づき軍務に就く自由兵制度に大別される。主な強制兵制度は国民に兵役義務を課して適格者を強制的に徴集する徴兵制であり、主な自由兵制度は志願者から適格者を採用する志願兵制である。憲法で国民に兵役義務を課す形が多い徴兵制の有無が焦点の一つであるが、兵役に関する規定のほか、人権に関する軍関係の特例などが各国憲法にあれば言及する。

③ a) の統治機構関係の典型は権力分立に影響を及ぼす緊急時の特例を定める規定、③ b) の人権関係の典型は緊急時の人権制限規定である。なお、緊急事態の予防のため平時から行う事項については、便宜上、③に含めた。

対象国は、国の体制（実効的な権力分立等）、面積、人口、経済規模のほか、紙幅の制約等を考慮して、米国、フランス、ドイツの3か国とし、以下、Iでは米国、IIではフランス、IIIではドイツの各国について、憲法上の軍関係規定及び緊急事態条項の概要を紹介する。また、巻末資料として、これら各国の憲法上の軍関係規定及び緊急事態条項を訳出した。

I 米国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項

米国憲法は、合衆国憲法（以下本章において「憲法」といい、世界で最も古い現行憲法典の一つである。1788年制定当初には統治機構関係の規定のみであったが、制定直後の修正で追加された第1修正～第10修正で人権規定が設けられた⁽⁴⁾。

立憲君主制の英国の植民地から独立国となった共和制の米国では、憲法上、議院内閣制と異なる厳格な権力分立の原則が採られている。執行権を実質的に掌握する公選の大統領と立法機関である連邦議会が対峙し、連邦議会の大統領に対する不信任や、大統領による連邦議会の解散の制度はない。ただし、連邦議会両院を通過した法律案は、原則として大統領がその署名を拒否すると法律とならない（大統領の拒否権）が、連邦議会の各議院ともに3分の2の特別多数で再可決したときは、大統領の拒否権の行使を覆して法律となる（憲法第1条第7節第2項）。

また、連邦国家である米国には、合衆国の軍とは別に、各州にも小規模の軍（州兵）がある。本来の州兵は平時に短期間軍隊に入隊させて訓練した国民を緊急時に招集する民兵（正規軍の一種）であり、独立戦争に一定の役割を果たしたが、時代にそぐわず次第に形骸化した。1903年に現代の民兵として州兵が制度化され、連邦正規軍の予備軍ともなっている。

1 原則

憲法前文で「国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え」ることが憲法制定の目的の一つとされているが、平和主義に関する規定はない。

(4) 米国憲法の改正は、一般的に「修正」と訳され、元の規定を改めないまま新規定を追加してゆく増補方式によっている。

2 軍関係規定

(1) 最高指揮権

大統領は、軍の最高司令官（憲法第2条第2節第1項。以下、文脈上、引用した条項の法令が明らかなきときは、当該法令の題名（例、「憲法」）を省略する。）として最高指揮権を有する。米国では憲法が個別の戦争権限を大統領と連邦議会に分属させており、例えば、大統領の戦争権限である最高指揮権は連邦議会の戦争権限である陸海軍の規則制定権等（第1条第8節第11項～第14項）に制約される仕組みとなっている。しかし、南北戦争が契機となって、当時のアブラハム・リンカーン（Abraham Lincoln）大統領以降の大統領は、憲法第2条第2節第1項が最高指揮権の内容を明示していないことを根拠としつつ、同条第1節第1項が定める執行権の長としての大統領の地位も援用して、最高指揮権等の大統領の戦争権限の拡大に努めてきた。

(2) 軍の任務、構成等

建国当初既設の陸軍の保持及び当時未設の海軍の設置・維持は連邦議会の戦争権限である（第1条第8節第12項・第13項）。陸海軍の維持に必要な軍事予算権限も連邦議会の戦争権限に含まれることを前提として、陸軍については2年を超える歳出予算が禁止されている（同節第12項）。なお、一般的に、歳出予算は、法律で定める必要がある（同条第9節第7項）。

憲法制定当初存在しなかった空軍は、憲法修正ではなく1947年国家安全保障法⁽⁵⁾により設置され、海軍省所管の組織とされる海兵隊も1798年に法律⁽⁶⁾で設置されている。

(3) 宣戦・講和

英国植民地時代に国王が度々英国議会の同意なく開戦した経験を踏まえ、米国憲法上は連邦議会が宣戦（開戦の決定）をし（第1条第8節第11項）、大統領が戦争を遂行することとされている。宣戦の手続は、外交関係の処理に当たる大統領が宣戦を求める教書を連邦議会に送付し、連邦議会が両院合同決議⁽⁷⁾を可決して大統領が署名する方式によっている。宣戦の権限がある連邦議会には当然に戦争終結の権限があるとも解されるが、通常は条約締結権限を有する大統領が上院の承認を受けて講和条約を締結し（憲法第2条第2節第2項）⁽⁸⁾、戦争を終結することになるため、憲法制定過程で、講和の権限を連邦議会に与える案は合議体である議会の性格に鑑み採用されなかったとの指摘がある。ただし、第1次世界大戦の講和と国際連盟の設立に関するヴェルサイユ条約⁽⁹⁾を上院が承認しなかったため、連邦議会が両院合同決議で戦争状態終結宣言をした例⁽¹⁰⁾がある。なお、この宣言を受けて、改めて米独間の講和条約⁽¹¹⁾が締結されている。

(5) National Security Act of 1947, Pub. L. 80-253, 61 Stat. 495.

(6) Act for establishing and organizing a Marine Corps, 1 Stat. 594 (1798).

(7) 「両院合同決議」とは、両院の賛成で連邦議会が公式の意思表示をする決議であり、大統領が署名すると法律と同一の効力を生じる。

(8) 上院の条約承認には、出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。

(9) 大正9年条約第1号。

(10) Knox-Porter Resolution, Pub. Res. 67-8, 42 Stat. 105 (1921).

(11) Treaty of peace between the United States and Germany (Signed at Berlin, Aug. 25, 1921; ratification advised by the Senate, Oct. 18, 1921; ratifications exchanged at Berlin, Nov. 11, 1921), 42 Stat. 1939 (1921).

憲法第1条第8節第11項では、敵国の船舶及び敵貨⁽¹²⁾を輸送する中立国の船舶の捕獲⁽¹³⁾を捕獲私船⁽¹⁴⁾に認める捕獲免許状の交付及び捕獲に関する規則の制定も連邦議会の戦争権限とされている。その後、条約⁽¹⁵⁾で捕獲私船が禁止されて捕獲免許状の発行も国際法違反となり、同項は捕獲免許状に関する限り無用の規定とされている。しかし、建国当初、宣戦のない武力行使は捕獲免許状の交付で始まったとされ、宣戦と捕獲免許状が同じ条項に規定されたことから、宣戦のない武力行使に連邦議会の戦争権限が及ぶとする解釈もあり、これによれば大統領による武力行使の決定に対する連邦議会の実効的な統制に資することになる。もっとも、連邦議会の同意がない戦争行為を禁止する憲法規定は、各州に対するもの（第1条第10節第3項）はあるが、大統領に対するものはないため、反対説も有力である。後者は大統領による武力行使の決定の機動性の確保を可能とするもので、運用実務に沿うとの指摘もある。

なお、既に建国当初から行われなくなりつつあった宣戦は、不戦条約等による戦争の違法化で忌避の傾向が進み、歴史上、国外派兵130回以上に対し、連邦議会の宣戦は5回にすぎず、その最後は第2次世界大戦に参戦した際に行われた宣戦である。ほとんどの武力行使は連邦議会の宣戦がないまま行われ、ベトナム戦争その他の武力行使について大統領による戦争権限の行使に関し提起された多数の訴訟も、1件を除き⁽¹⁶⁾、全て司法審査の及ばない「政治問題」⁽¹⁷⁾として却下されてきた。

そこで、1973年に戦争権限法⁽¹⁸⁾が制定され、大統領の戦争権限が実質的に制限された。同法は、①敵対行為又は敵対行為に巻き込まれる切迫したおそれが明白な事態への大統領による軍の出動を a) 連邦議会の宣戦、b) 個別の法律の委任又は c) 一定の緊急事態のいずれかの要件を備えた場合に限り、②大統領に a) 連邦議会との可能な限り事前の協議及び定期的な事後の協議をする義務及び b) 出動後48時間以内に連邦議会に報告する義務を課し、③軍の出動期間60日を定め、その30日延長に①a)～c)とほぼ同様の選択的要件を設けた。このうち、①b)の個別の法律の委任は、大統領による軍の出動を法律で承認するものである。大統領による軍の出動を承認する法律には、1991年の湾岸戦争、2001年の米国同時多発テロ事件及び2001年のイラク戦争の際に例があり、宣戦の例に倣い、両院合同決議として制定されている⁽¹⁹⁾。

戦争権限法には、①a)又はb)の要件を欠く軍の出動に対し、連邦議会が両院共同決議で撤退を命じる規定がある。両院共同決議は、一の議院の決議に他の議院が賛成して成立する決議であり、大統領の署名は必要ないが法的拘束力もない点で両院合同決議と異なる。

(12) 敵国人、敵国内で設立された法人等が所有する貨物をいう。

(13) 本来の「(海上)捕獲」は、戦時に交戦国の軍艦が海上で敵国又は中立国の船舶を捕らえることであり、停船から臨検・搜索、拿捕、引致を経て捕獲審検所の検定に至る一連の手続をいう。

(14) 「捕獲私船」は、交戦国又は中立国の私船で捕獲に従事したものをいい、場合により海賊船も含まれる。

(15) 海上法ノ要義ヲ確定スル宣言（明治20年3月24日公布（勅令））。1856（安政3）年4月16日に原加盟国がパリで署名、同日発効。「海上法要義ニ関スル宣言」、「1856年パリ宣言」ともいう。

(16) 大統領の戦争権限の行使に司法審査が及んだ唯一の判例も、合憲判決である。Prize Cases, 2 Black 635 (1863)。

(17) 米国の「政治問題」は、おおむね統治行為に当たる概念である。

(18) War Powers Resolution, Pub. L. 93-148, 87 Stat. 555 (50 U.S.C. § § 1541-1548)。

(19) Authorization for Use of Military Force Against Iraq Resolution, Pub. L. 102-1, 105 Stat. 3 (1991); Authorization for Use of Military Force, Pub. L. 107-40, 115 Stat. 224 (2001); Authorization for Use of Military Force Against Iraq Resolution of 2002, Pub. L. 107-243, 116 Stat. 1498 (2002)。

そこで、連邦議会が両院共同決議で軍の撤退を命じる同法の規定については法律や両院合同決議に必要な大統領の署名を回避するものとして違憲の疑いも指摘され、別の法律の類似規定を違憲とする連邦最高裁判決⁽²⁰⁾を受けて、1983年に同法が改正され、両院共同決議で軍に撤退を命じる規定が加えられた⁽²¹⁾。なお、両院共同決議に関する規定以外にも、歴代大統領は、戦争権限法が大統領の最高指揮権や執行権の長としての権限を侵すものと主張しており、連邦議会との事前協議を行わないことも少なくないが、連邦議会との対立を避けて連邦議会への報告は行っている。ただし、戦争権限法上の①b)の法律による連邦議会の承認がないまま、大統領が自衛権行使を主張して軍を出動させた例⁽²²⁾や、そもそも敵対行為への軍の出動に当たらないと主張して軍を出動させた例⁽²³⁾がある。

(4) 軍事裁判等

戦争犯罪を管轄する米国の軍事裁判所には、①軍法上、主に自国の軍人・軍属の刑事事件を審判する特別刑事裁判所である軍法会議と、②軍規則上、戦時に外国人の戦争犯罪を審判する準司法機関の軍事法廷がある。①及び②の憲法上の設置根拠は、第3条(司法部)ではなく第1条第8節第12項～第14項(連邦議会の戦争権限)や第2条(大統領の最高指揮権)とされ、その組織等は統一軍事裁判法典⁽²⁴⁾で定められている。通常、連邦最高裁以下の司法部の連邦裁判所は、軍事司法に対する謙抑性から、司法部に属さない軍事裁判所の裁判に介入しないが、軍事裁判所から連邦裁判所への上訴は可能とされ、その介入の余地はある(例えば、連邦最高裁は、「テロとの戦い」で拘束した国外に抑留中の外国人に連邦裁判所の裁判管轄を認め⁽²⁵⁾、大統領令限りで設置した当該外国人を裁く軍事法廷を軍事裁判法典違反とする⁽²⁶⁾など、法律上の根拠のない軍事裁判の司法審査を行っている。)

なお、米国の通常の刑事裁判では、大陪審⁽²⁷⁾の手続を経なければ、死刑又は一定の自由刑に当たる罪⁽²⁸⁾に問われない(第5修正)。しかし、陸海軍に生じた刑事事件を管轄する軍事裁判所が大陪審を用いることはなく、大陪審の刑事手続保障は当該事件の被告人に及ばない(同修正ただし書)。

(5) 兵役関係

建国当初は原則として志願兵制であり、憲法に陸軍の編成(第1条第8節第12項)に関する規定はあるが、兵役関係の規定はない。その後、第1次大戦時の臨時の徴兵制を定めた法律⁽²⁹⁾について、奴隷制の廃止を目的として南北戦争後の1865年に増補された第13

(20) INS v. Chadha, 462 U. S. 919 (1983).

(21) Department of State Authorization Act, Fiscal Years 1984 and 1985, Sec. 1013, Pub. L. 98-164, 97 Stat. 1062.

(22) その事例に、1986年のリビア爆撃、1998年のアフガニスタン・スーダン爆撃がある。

(23) その事例に、1979年のイラン人質救出作戦、1992年のソマリア介入、2011年のリビア介入がある。

(24) Uniform Code of Military Justice: UCMJ, 64 Stat. 107 (1950), 10 U.S.C. §§ 801-946.

(25) Rasul v. Bush, 542 U. S. 466 (2004).

(26) Hamdan v. Rumsfeld, 548 U. S. 557 (2006).

(27) 「大陪審」又は「起訴陪審」とは、通常は地域住民から無作為抽出を経て選任した陪審員12～23人で構成される刑事事件の起訴決定機関をいい、起訴を相当と認めるに足りる証拠の有無を審査する。

(28) 「死刑又は一定の自由刑に当たる罪」は、死刑又は1年超の自由刑に当たる罪とされているが、時代により変化し得ると解されている。

(29) Act To authorize the President to increase temporarily the Military Establishment of the United States (Selective Draft Law), Pub. L. 65-12, 40 Stat. 76 (1917).

修正の「本人の意に反する苦役」の禁止規定違反が問題となったが、判例で合憲とされている⁽³⁰⁾。なお、恒久的な徴兵制は1940年に法律⁽³¹⁾で導入され、1973年には同法上の徴兵登録が停止されて⁽³²⁾志願兵制に復帰している。

なお、憲法には民兵に関する規定がある。平時の民兵は州兵であり、憲法上州が訓練、将校の任命等を行うが（第1条第8節第16項）、国内の反乱、外国の侵攻等の緊急時に招集されて（同節第15項）、大統領の指揮下に入る（第2条第2節第1項）。前述の大陪審の刑事手続保障は、戦時又は公共の危険が生じた時に現役民兵の間に生じた刑事事件の被告人に及ばないこととされている（第5修正）。

3 緊急事態条項

(1) 統治機構関係

大統領による軍の出動は、連邦議会の宣戦の権限や戦争権限法により制約を受ける。憲法上、奇襲等の外国の武力攻撃を受けた場合の特例を定める緊急事態条項は見当たらないが、その場合には直ちに大統領の対処が可能であるとする見方に争いはなく、大統領の戦争権限に関する唯一の連邦最高裁判例も緊急事態の際に大統領が議会の承認を得ずに行う武力行使を容認している⁽³³⁾。

(2) 人権関係

憲法第1条第9節第2項は、「反乱又は侵攻があった場合において、公共の安全を確保するため必要があるとき」に限り、人身保護令状を請求する特権（以下「人身保護特権」）の停止を容認している。「人身保護令状」とは、違法な拘束を受けている疑いのある者の身柄を裁判所に提出させる令状をいい、通常は刑事事件、ときに民事事件で人身の自由を保障する重要な機能がある。ただし、緊急時の人身保護特権の停止は連邦議会が法律で定める必要があり、南北戦争時にリンカーン大統領が法律の委任を受けないで行った人身保護特権の停止を違憲とした下級審の判例がある⁽³⁴⁾。なお、「テロとの戦い」で敵戦闘員として拘束した国外に抑留中の外国人の人身保護令状請求事件の連邦裁判所による司法審査を制限する法規定⁽³⁵⁾が違憲とされた事例⁽³⁶⁾もある。

憲法第3条第3節第1項は反逆罪の要件と証拠方法を定め、同節第2項はその処罰の効果を犯人自身に限っている。いずれも、米国が独立する前の英国本国で反逆罪の要件が拡張されて政治弾圧の具となり、犯人の子孫に累が及んだ歴史に学んで定められたとされている。

家屋の所有者等の同意なく行う軍人の宿営は、平時には禁止されているが、戦時には法

(30) Selective Draft Law Cases (Arver v. United States), 245 U. S. 366 (1918). cf. Butler v. Perry, 240 U. S. 328 (1916).

(31) Selective Training and Service Act of 1940, Pub. L. 76-783, 54 Stat. 885.

(32) Terminating Registration Procedures Under the Military Selective Service Act, as Amended – Mar. 29, 1975, Pres. Proc. 4360, 89 Stat. 1255.

(33) Prize Cases, 2 Black 635 (1863). ただし、外国の武力攻撃への緊急対処ではなく、内戦（南北戦争）時の海上捕獲や封鎖に関する事件である。

(34) Ex parte Merryman, 17 F. Cas. 144, No.9, 487 (C.C.D. Md. 1861).

(35) Military Commissions Act of 2006, Pub. L. 109-366, sec. 7, § 2241(e), 120 Stat. 2600, 2635-36 (2006).

(36) Boumediene v. Bush, 553 U. S. 723 (2008).

律で定める方法による限り許容される（第3修正）。

4 その他

民兵の必要性を指摘して人民の武器携帯の権利を定める第2修正に関する学説は、同修正を①「民兵」を州兵と解しつつ市民を州兵として組織する州の権限を保障したものと見る州権説、②武器の私有を個人の権利として認めたものと見る人権説、③双方の意義を認める折衷説及び④集団としての人民に武装の権利を保障したものと見る集団的権利説に分かれる。

①及び③では同修正を軍関係規定と見ることができ、抵抗権を根拠とする②及び④の軍や緊急事態との関係は間接的である。長らく立場を明示した判例はなく⁽³⁷⁾、①が通説とされていた。しかし、近年、連邦最高裁判例は②を採用した⁽³⁸⁾。

南北戦争の南軍の加担者の公職追放を図る第14修正第3節、南部諸州やアメリカ連合国の公債等を無効とする同修正第4節は、歴史的意義を持つにすぎない規定とされている。

II フランス憲法の軍関係規定及び緊急事態条項

現行フランス憲法は①1958年10月4日憲法（第5共和制憲法。以下「1958年憲法」）、②1789年人権宣言、③1946年10月27日憲法前文（第4共和制憲法前文。以下「1946年憲法前文」）及び④2004年環境憲章から成るとされ、主なものは①1958年憲法である。しかし、①の規定はおおむね統治機構関係の規定に限られ、人権規定に乏しいものとなっている。①の前文は、主に人権規定を補充するため、②～④の人権規定の遵守を宣言して、その憲法規定としての有効性を承認している。本稿で紹介の対象となるのは、①1958年憲法と③1946年憲法前文である。なお、憲法以外の法令には、その都度個別に制定されるもののほか、体系的に整備された分野別の「法典」があり、国防分野には国防法典⁽³⁹⁾がある。

1958年憲法下の第5共和制は、国会優位の議院内閣制が第3共和制、第4共和制で機能不全に陥った歴史を踏まえて執行権の優位を確立し、大統領制と議院内閣制の各要素を組み合わせた制度を採用し、半大統領制と呼ばれている。

執行権は大統領と首相とに帰属し（双頭体制）、大統領の権限は単独行使が可能な固有権限と、首相及び必要に応じ所管大臣の副署が必要で単独行使が不可能な（首相及び内閣との）共同権限とに分けられる。大統領の権限に関する1958年憲法（以下本章において「憲法」）第19条には、固有権限を定める憲法規定が限定列挙されている⁽⁴⁰⁾。すなわち、同条に列挙された規定に基づく大統領権限が固有権限であり、それ以外の大統領権限が共同権

(37) United States v. Cruikshank, 92 U. S. 542 (1876) と Presser v. Illinois, 116 U. S. 252 (1886) は、傍論で②を否定したと解し得る。また、United States v. Miller, 307 U. S. 174 (1939) は同修正の「武器」を民兵用に限定するが、①か②かは不明である。

(38) District of Columbia v. Heller, 554 U. S. 570 (2008)。なお、United States v. Hays, 555 U. S. 415 (2009) 参照。

(39) Code de la défense。国防法典は、法律の規定を集成した「法律の部」と命令の規定を集成した「命令の部」に分けて編纂され、法典中の法律の規定の条名は「L. 第〇条」、命令の規定の条名は「R. 第〇条」と表記される。

(40) 憲法第8条第1項（首相の任免）、第11条（一部の法律案の国民投票への付託）、第12条（下院の解散）、第16条（緊急措置）、第18条（教書による意思表示）、第54条（条約等の違憲審査の申立て）、第56条（一部の憲法院裁判官の任命）及び第61条（大統領が署名する前の法律の違憲審査の申立て）。

限になる。このように、大統領権限は、原則として共同権限である。例えば、大臣等の政府構成員の任免権は共同権限となり、憲法上も首相の提案に基づいて大統領がその任免を行うことが明示されている（同条第2項）。

国会は、国民議会（以下「下院」）と元老院（以下「上院」）で構成される二院制の機関であり、法律の制定、政府監視及び政策評価を行う（憲法第24条第1項・第2項）。ただし、法律事項は憲法所定の事項に限られ（第34条）、その他の事項は政府が命令で定めるとされている（第37条第1項）。

1 原則

1946年憲法前文は国際法規の遵守と征服⁽⁴¹⁾戦争の放棄（1946年憲法前文第14項）及び平和目的の主権制限に対する相互主義的な同意（同憲法前文第15項）を定めている。特に、征服戦争と人民の自由に対する一切の武力行使を放棄する第14項の規定は、フランス革命当時の1791年9月3日憲法に由来し、平和原則の先駆的な例とされている。また、1946年憲法前文第15項に規定する「平和の組織及び維持に必要な主権の制限」とは、国連憲章の予定する集団安全保障の整備に資するため国家主権を制限することをいうと考えられている⁽⁴²⁾。

2 軍関係規定

(1) 最高指揮権

大統領が軍の長（憲法第15条）として有する権限（最高指揮権）は、憲法第19条の規定による固有権限のいずれにも該当しないため、共同権限である。しかし、大統領は、国の独立や領土保全の擁護者（憲法第5条第2項）として国防に特別の役割と責任を担うことも示唆され、国防法典R.第1411-5条では戦略核兵器の使用決定が大統領の専権事項とされているのもこのような大統領の特別な役割の反映であるとされている。ただし、この点については、軍事的階級の最高位にすぎない「軍の長」は核兵器の使用、国外作戦その他の軍事的行動全般の一般的委任を受けた地位ではなく、デクレ等の命令の規定による大統領への核兵器使用権限の付与は、国防の一般組織の基本原則を法律事項とする憲法第34条第3項に違反するとの見解もある。

また、国防法典第1部第1編第2章（軍の長たる大統領）の章名は憲法第15条に由来し、共に国防関係会議について大統領の主宰権を定めている。憲法第15条の規定による国防関係会議は国防高等評議会と国防高等委員会の2種であるが、国防法典L.第1111-3条の規定では、「国防安全保障委員会」、「国防安全保障特別委員会」及び「国家情報委員会」がある。慣例上、元首である大統領が決定する国防の主な方向性に従って、国防法典上、閣議⁽⁴³⁾で国防政策が決定される（国防法典L.第1111-3条第1項）。国防安全保障委員会では

(41) 「征服」とは、他国の全領域を自国領にする「併合」のうち、武力行使を伴う一方的なものをいう。武力行使が違法とされる今日の国際法では、征服も違法とされている。

(42) 「集団安全保障」とは、多数の国が集团的に相互間で国家の安全を保障することをいう。多国間条約で戦争その他の武力行使を相互に禁止し、これに違反した国に対しては他の国が協力して措置をとることとして、国家相互の安全を保障する仕組みである。

(43) 憲法上の閣議は大統領が主宰し（第9条）、明示の委任を受けた首相が特定の議事について大統領の主宰を代行する（第21条第4項）。なお、憲法上のものではないが、大統領を除き閣議と同じ構成員で閣議事項を準備する閣内会議は、首相が主宰する。

国防の基本方針及び大規模危機対処の政治戦略方針が、国防安全保障特別委員会では国防の軍事方針が、国家情報委員会では情報活動に関する方向性が決定される（国防法典L.第1111-3条第2項・第3項・第5項）。なお、国防安全保障委員会の構成及び招集方法は、閣議を経て定めるものとされている（国防法典L.第1122-1条）。

憲法上、政府は軍事力を掌握し（第20条第2項）、首相は政府の活動を指揮し（第21条第1項第1段）、国防に関する責任を負う（同項第2段）。さらに、首相は、憲法では、必要に応じ国防関係会議を大統領に代わって主宰することとされ（第21条第3項）、国防法典第1部第1編第3章（首相）では、国防の責任者として国防の基本方針及び軍事方針の実施に当たることとされている（L.第1131-1条）。なお、国防法典第1部第2編第2章（大統領）では、大統領が主宰する国防安全保障委員会及びその特別組織又は専門組織（国家情報委員会を含む。）について、首相が大統領の主宰者としての職務を代行することができることとされている（L.第1121-1条）。

大統領と首相との国防権限の競合については、国防事項は大統領の優越性が認められる分野であるとする考え方、核兵器の使用を大統領の専権事項とするなどの大統領優位の運用実務、さらに大統領が主宰者となる国防関係会議について首相を大統領の主宰代行者とする憲法第21条第3項の規定が相まって、大統領の国防権限が優越するものと一般的に解釈されている。

(2) 軍の任務、構成等

文武官の身分保障及び国防の一般組織に関する基本原則は、憲法で法律事項とされている（第34条第2項・第3項）。

また、大統領と首相及び内閣との共同権限として武官の任命権が憲法に規定されており（第13条第2項）、特に将官は閣議を経て任命される（同条第3項）。首相も、大統領の武官任命権に関する同条の規定に反しない限り、武官を任命することができる（第21条第1項）。

(3) 宣戦・講和

2008年改正前の憲法第35条は宣戦の国会承認のみを規定していたが、不戦条約等により戦争が違法化し、その後宣戦も違法化して、適用の余地が乏しくなっていた。

1990年のイラクのクウェート侵攻に始まる湾岸戦争の際には、国連安保理決議678に基づき湾岸戦争で展開された多国籍軍にフランス軍を参加させる国外派兵について、憲法第35条による国会承認の要否が問題となった。これを同条の想定の範囲内と見て、国会の承認を検討すべきであるとの主張もあったが、国連の軍事的強制措置の枠内で行う武力行使や自衛権行使には国会の承認は不要なため同条による承認を無用とする見方が大勢を占めた。政府も、国連の軍事的強制措置⁽⁴⁴⁾と宣戦を区別し、国外派兵の国会承認に代えて政府の中東政策に関する各議院の信任（憲法第49条第1項・第4項）を求め、それぞれ圧倒的多数の支持を得て信任された。

2008年憲法改正で加えられた第35条第2項以下で、国外派兵に国会が関与する手続が

(44) 国連憲章が軍事的措置の実施主体として予定する本来の国連軍でなかった多国籍軍は、湾岸戦争が先例となり、その後安保理決議の授權に基づく集団安全保障の軍事的措置の一方式として定着したと見られている。

整備された。これによれば、政府が国外派兵をしたときは、その決定を3日以内に国会に報告し（同条第2項）、国外派兵の期間が4か月を超えるときは、政府はその延長について国会の承認を求めると（同条第3項）等とされている。同項の適用により国外派兵の期間延長の国会承認が行われた事例として、2008年9月22日承認のアフガニスタン派兵、2009年1月28日承認の国外作戦地域（コートジボワール、コソボ、リビア、チャド及び中央アフリカ）派兵、2011年7月12日承認のリビア派兵、2013年4月22日承認のマリ派兵、2014年2月25日承認の中央アフリカ派兵、同年9月24日承認のイラク派兵がある。

なお、宣戦又は国外派兵の期間延長の国会承認を求める議案については、政府の請求により議事を優先する特例が定められている（憲法第48条第3項）。

大統領は共同権限として条約締結権を有するが（憲法第19条・第52条）、平和条約（「講和条約」ともいう。）その他の重要な条約の承認又は批准は法律事項とされ（憲法第53条第1項）、講和に対する国会の関与の機会を保障する仕組みとなっている。

(4) 兵役関係

国民の身体上の国防義務は、法律事項であり国会の統制が及ぶ（憲法第34条第1項）。かつては国民役務法典⁽⁴⁵⁾が兵役と民間役務との選択が可能な国民役務を徴兵制として定めていたが、同法典の1997年改正法⁽⁴⁶⁾で国民役務を廃止して志願兵制に移行することとされ、兵役義務はなくなっている。

(5) その他

海外公共団体⁽⁴⁷⁾ 条例事項に関する特則がある（憲法第73条第4項）。本来、海外公共団体は、その特殊性を考慮して、法律又は命令の委任に基づいて、当該法律又は命令で定める法律事項又は命令事項について海外公共団体条例で自治規範を定めることができる（同条第3項）。しかし、国防、公の安全及び秩序その他の事項には、自治規範の条例制定権が及ばないこととされている（同条第4項）。

憲法では国民の財産上の国防義務も法律事項とされ（憲法第34条第1項）、国防法典には平時に実施される軍事演習に必要な私有地の占拠等の財産権制限、その損失補償等に関する規定がある（国防法典L. 第2161-1条～L. 第2161-3条）。

3 緊急事態条項

(1) 統治機構関係

憲法上の緊急事態条項には、大統領の緊急措置権を定める第16条と政府の戒厳宣告権を定める第36条がある。また、緊急事態に対処する制度としては、憲法上の緊急事態条項に基づくものとは別に、緊急事態法（「緊急状態法」ともいう。）⁽⁴⁸⁾に基づくものがある。

憲法第16条の緊急措置権は、非常大権ともいい、大統領の単独行使が可能な固有権限

(45) Code du service national.

(46) 国民役務の改革に関する1997年10月28日法律第97-1019号（Loi n° 97-1019 du 28 octobre 1997 portant réforme du service national）。

(47) 海外県又は海外州をいう。憲法第73条第1項。

(48) 緊急事態に関する1955年4月3日法律第55-385号（Loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence）。

である（第19条）。共和国の制度、国の独立、領土保全及び国際約束の実施に重大かつ急迫の危険が切迫し、憲法上の公権力機関の適正な運営が阻害されたときは、大統領は、首相、両議院の議長及び憲法院⁽⁴⁹⁾に公式に諮問した後、緊急措置を講じることとされている（第16条第1項）。緊急措置は、大統領が教書で国民に周知（同条第2項）を図るほか、憲法上の公権力機関に対しその任務遂行手段のできる限り迅速な提供を図るものでなければならない（同条第3項）。緊急措置が講じられると、国会は当然に集会する（同条第4項）。また、本来、下院の解散権は、大統領の単独行使が可能な固有権限である（第12条・第19条）が、緊急措置の期間中、大統領は下院を解散することができない（第16条第5項）。緊急措置の開始後30日が経過すると、各議院の議長又は議員60人は、憲法院に対し、緊急措置の要件（同条第1項）の有無の審査を申し立てることができ、憲法院は、迅速に、公開で、これに関する意見を表明する（同条第6項）。また、緊急措置の開始後60日が経過すると、憲法院は、いつでも職権で緊急措置に関し同様の要件審査を行う（同項）。憲法院が憲法第16条第1項の要件を欠くと認めた緊急措置は、大統領が停止することとなる。

緊急措置権は、1961年に当時のシャルル・ド・ゴール（Charles de Gaulle）大統領がフランス領アルジェリアで生じたクーデタに対処するために行使し、これが唯一の例である。その際、数日でクーデタが沈静化した後も約5か月間にわたり緊急措置権の行使が継続されたことが問題視され、また、憲法制定当初から緊急措置の要件の不備や実施期間が不明確なこと等が指摘されてきた。これを踏まえ、2008年の憲法改正で第16条に第6項が加えられ、事後的に要件が失われた緊急措置について、憲法院による緊急措置の要件審査でその終了を促す仕組みとなった。

緊急時に立法、司法及び行政の全部又は一部の権限を軍の機関に移管する戒厳については、憲法は専ら宣告と延長の手續を定め（第36条）、これに対し戒厳の内容は、国防法典第2部第1編第2章（戒厳）が定めている。戒厳は、外国との戦争又は武装反乱等の急迫の危機に直面した場合に限り、閣議により宣告する（憲法第36条第1項、国防法典L.第2121-1条）。その後直ちに一般行政機関から軍の機関に移管される権限は、秩序維持及び治安維持の権限に限られる（国防法典L.第2121-2条）。同様の場合において、軍事裁判所は、所定の罪の裁判をすることができる（同法典L.第2121-3条・L.第2121-4条）。軍の機関は、夜間の家宅搜索、集会や出版の禁止等を行うことができる（同法典L.第2121-7条）。戒厳の期間が延長により12日間を超えるときは、国会の承認が必要である（憲法第36条第2項）。ただし、戒厳を宣告した例はなく、今後も時代遅れで総力戦に適合しない戒厳が宣告される見込みはないと指摘されている⁽⁵⁰⁾。

緊急事態法には、人・車両の通行禁止、滞在規制対象地帯の設定、滞在の禁止、居所の指定、劇場等の一時閉鎖、武器の接収、徴用・徴発、夜間の家宅搜索、報道規制、軍事法廷の管轄権の拡大といった措置が規定され、このような秩序維持権限は、戒厳の場合よりも大きく抑圧的な制度とされることもあるが、戒厳と異なり行政機関から軍の機関にこれらの権限が移管されることはない。緊急事態法には、2006年までに5回の適用事例が認

(49) フランスの憲法裁判所である憲法院は、緊急措置等に関する諮問機関でもあり、その職務は多様である。

(50) なお、伝統的な戦争が過去のものとなり、宣戦に関する憲法第35条第1項の発動が想定されなくなっていることも、憲法第36条による戒厳が宣告される見込みがない根拠とされることがある。

められるが、その後は、2015年のパリ同時テロ以降2017年10月まで継続した緊急事態法の適用が近年唯一の事例である⁽⁵¹⁾。

なお、危機事態に関する法律案の議事日程については、政府の請求により議事を優先する特例が定められている（憲法第48条第3項）。「危機事態に関する法律案」については、戒厳又は（緊急事態法上の）緊急事態の期間延長を承認する法律案と解されている。

(2) 人権関係

緊急時の人権制限に関する憲法規定は、特に見当たらない。ただし、(1)から明らかのように緊急時の人権制限が憲法上想定外とは考え難く、人権規定に乏しいフランス憲法の特殊性が反映しているものと考えられる。

なお、憲法第34条第1項で法律事項とされる国民の身体上の国防義務に当たる兵役義務その他の国防役務は、前述のとおり廃止されている。ただし、国民の身体上又は財産上の国防義務に関し、緊急時には国防法典第2部第1編第4章（動員令及び警戒令）を適用して徴用・徴発⁽⁵²⁾（L.第1111-2条・L.第2141-3条第2項）を行うことができる。

(3) その他

外国の武力攻撃等により領土の全部又は一部が占領されるなど、領土の完全性が損なわれている場合には、憲法改正手続の開始や続行ができないこととされている（第89条）。

Ⅲ ドイツ基本法の軍関係規定及び緊急事態条項

ドイツでは、ドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」）が憲法に相当する。

立法を担う連邦機関は、直接公選制の連邦議会（基本法第38条）と各州政府の代表機関（第51条）である連邦参議院（第50条）である。基本法に連邦議会と連邦参議院で構成する二院制の立法機関を明示した規定はないが、以下それぞれ「下院」と「上院」、両院を併せて「国会」という。

連邦政府は、連邦首相と連邦大臣で組織される（第62条）。連邦首相は原則として大統領の推薦に基づいて下院が選挙し（第63条）、連邦大臣は連邦首相の推薦に基づいて大統領が任免する（第64条第1項）。

国際法上連邦を代表する（第59条第1項）間接公選（第54条）の大統領は元首とされるが、その行為には原則として連邦首相又は所管大臣の副署が必要である（第58条）。このように、大統領が実権に乏しいため、ドイツの政治体制は大統領制ではなく議院内閣制とされている。

ドイツでは、連邦と州に立法権がある。立法権は、基本法が連邦に与えない限り州にあ

(51) 2015年パリ同時テロへの緊急事態法の適用開始後、憲法に同法の根拠規定を設け、併せてテロへの関与など国民生活の重大な侵害に当たる罪を犯した二重国籍者からフランス国籍をなく奪する規定を加える憲法改正案が提出されたが、廃案となっている。

(52) 「徴用」は国の公権によって国民を強制的に動員し、兵役以外の一定の業務に従事させることをいい、「徴発」は、国内法上は、戦時、事変等に際し、軍需を私人に負担させること、国際法上は、占領者が占領地の住民又は市町村から軍事的必要のために物資又は役務を提供させることをいう。なお、法令の原文では、徴用と徴発の両方を意味する語が用いられている。

るが（第70条第1項）、連邦法は州法に優先する（第31条）。また、基本法上、専ら連邦法律で定めるべき連邦法律事項（第73条第1項各号）のほか連邦と州との共管法律事項（第74条第1項各号）があるが、共管法律事項に関する州の立法は連邦法律がない範囲に限られる（第72条第1項）。なお、立法手続上、上院の同意が必要な同意法律（第77条第2項第4段）と、上院の異議があっても下院の総議員の過半数による再可決で成立する異議法律（第77条第4項）が区別されるが、同意法律は州に利害関係のある所定の連邦法律事項に限られ、通常は異議法律となる。

行政は原則として州が連邦法律を執行し、連邦固有の行政機関による直接的行政（「連邦固有行政」又は「直接的連邦行政」ともいう。）は基本法に別段の定めがある場合に限られる（第83条）。

1 原則

基本法は、前文で世界平和への貢献をうたい、不可侵で固有の人権を世界平和の基礎と認めている（第1条第2項）。平和の維持や確立を図るため、集団安全保障制度への加入とこれに必要な主権制限に同意することとされている（第24条第2項）。また、基本法上、侵略戦争の準備が禁止されている（第26条第1項）。

2 軍関係規定

(1) 最高指揮権

ワイマール共和国時代の直接公選の大統領にあった軍の最高指揮権は、現行基本法上、平時は連邦国防大臣にあるが（第65a条）、防衛事態になると連邦首相に移管される（第115b条）。

(2) 軍の任務、構成等

基本法上、外交とともに国防（文民たる住民の保護⁽⁵³⁾を含む。）は、連邦法律事項とされている（第73条第1項第1号）。外国から武力攻撃を受けた場合等における国民その他の文民たる住民の保護が連邦法律事項とされ、軍の任務となり得る。軍の人事、軍需等を扱う国防行政は連邦行政機関（具体的には連邦国防省）が行い（第87b条第1項。直接的行政）、国防も基本法上の執行に含まれる。将校及び下士官は、原則として大統領が任免する官職であるが（第60条第1項）、その任免には国防大臣の副署が必要である（第58条）。また、軍については、国防目的の設置並びに人員及び組織大綱の予算による明示が定められている（第87a条第1項）。

侵略戦争が準備段階から禁止されるため、原則として対外的な軍事力の行使は自国を防衛するものに限られ（第115a条等）、例外として同盟国防衛義務に基づく軍事力の行使があり得る（第80a条第3項）。対内的には、限定的条件の下で民用物の保護（第87a条第4項）や内乱鎮圧（第91条）に軍が出動する場合があります。

(53) 戦闘員でない一般人（文民）とその集団である一般住民（文民たる住民）は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける。この保護を、「文民たる住民の保護」という。ジュネーヴ諸条約第1追加議定書（平成16年条約第12号）第51条1。

(3) 宣戦・講和

不戦条約等による戦争の違法化で宣戦を忌避する傾向が進み、侵略戦争を準備段階から禁止して専守防衛的国防権限を定める基本法に「宣戦」(開戦の決定)の語は見当たらない。ただし、基本法には防衛事態宣言の手續規定があり、その手續に国会も関与する(第115a条)。大統領が行う「防衛事態にある旨の国際法上の宣言」(同条第5項。以下「国際法上の防衛事態宣言」)には宣戦としての意義もあるとされているが、宣戦の意義は戦争の違法化で著しく失われ、また、現代の国際法では軍事衝突により戦争状態と同様の法律効果が生じるので宣戦としての国際法上の防衛事態宣言は可能であるが必要はないものとされている。あえて言えば、自国の自衛権行使の正当性を国際社会に訴えるため、現に受けた武力攻撃への対抗措置として行う武力行使を国際法上正当なものと表明する意義はあると考えられている。①開戦宣言と②最後通牒という宣戦の二つの形式⁽⁵⁴⁾のうち、国際法上の防衛事態宣言について、ドイツの側から積極的に宣戦を行うことになる①開戦宣言はあり得ないが、②最後通牒のうち、攻撃者に対し攻撃の停止を要求し、その要求が無視されたときは自動的に国際法上の戦争状態が発生することを予告するものであれば考えられるとされている。

なお、講和条約の締結は、連邦法律事項とされ、国会に関与の機会が保障される制度となっている(基本法第115f条第3項)。

(4) 軍事裁判等

ドイツは事件の種類別に裁判所の系統が分かれており、系統別におおむね連邦裁判所が最高裁判所(基本法第95条)、州裁判所(第92条)が下級裁判所となる⁽⁵⁵⁾。特殊な事件を管轄する例外的な連邦下級裁判所(第96条)の一種として、専ら防衛事態の間に生じた軍人・軍属の刑事事件及び外国に派遣中又は軍艦に乗船中の軍人・軍属の刑事事件を管轄する軍刑事裁判所の設置が可能であるが(同条第2項・第3項)、その設置法は未制定のため、通常裁判所が当該事件を取り扱う。なお、軍刑事裁判所が設置された場合には、通常の刑事上告事件を管轄する連邦通常裁判所が最高裁判所となる(同条第3項)。

また、基本法第96条第5項の規定により、集団殺害犯罪⁽⁵⁶⁾(第1号)、国際刑法上の人道に対する犯罪⁽⁵⁷⁾(第2号)、戦争犯罪⁽⁵⁸⁾(第3号)、諸国民の平和共存の妨害罪(第26条第1項違反。第4号)、国(州を含む。)の安全に対する罪⁽⁵⁹⁾(第5号)に係る刑事訴訟につい

(54) 開戦ニ関スル条約(明治45年条約第3号)第1条。

(55) ただし、違憲審査が専門の連邦憲法裁判所(第93条・第94条)はいずれの系統にも属さない。

(56) 「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う当該集団の構成員の殺害その他の行為をいう。国際刑事裁判所ローマ規程(平成19年条約第6号)第6条。同規程の国内実施に伴い制定された国際刑法典(Völkerstrafgesetzbuch (VStGB) v. 26. Juni 2002 (BGBl. I S. 2254))第6条。

(57) 「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う殺害その他の行為をいう。国際刑事裁判所ローマ規程第7条。国際刑法典第7条。

(58) 「戦争犯罪」とは、①1949年8月12日のジュネーヴ諸条約(昭和28年条約第23号~第26号)に対する重大な違反行為、②確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反又は③確立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反をいう。国際刑事裁判所ローマ規程第8条2(a), (b)及び(e)。国際刑法典第8条~第12条。

(59) 具体的には内乱や外患などを対象とする犯罪である。

ては、同意法律で定めるところにより、州裁判所に連邦裁判権を行使させることができる。同項各号中、第1号～第3号は、国際刑事裁判所ローマ規程の国内実施に伴い加えられた規定である。

(5) 兵役関係

基本法上、徴兵制については、満18歳以上の男子の兵役（第12a条第1項）、良心に従って武器をもってする軍務を拒む良心的兵役忌避（第4条第3項）と当該忌避者の代役（第12a条第2項）等が定められているほか、兵役や代役の服役者の表現の自由その他所定の人權を法律で制限することも可能とされている（第17a条第1項）。

2011年の立法措置で徴兵制を停止して志願兵制に移行したが、緊迫事態や防衛事態の際に徴兵ができるよう基本法は改正されなかった。

(6) その他

軍事については、緊急事態の場合も含めて、国会に関与の権限があり、民主的統制の仕組みがある。基本法上、下院に必置の国防委員会は、委員の4分の1の要求で国政調査が可能とされ、政府与党による国防政策の遂行に対し野党の少数者調査権の確保が図られている（第45a条第2項）。また、下院には、人權保護を目的として国会による軍の統制を補助する国防オンブズマン⁽⁶⁰⁾（第45b条）や、連邦情報機関の活動に関する統制委員会（第45d条）が置かれる。

なお、連邦法律事項には、国防（基本法第73条第1項第1号）のほか、憲法擁護（自由で民主的な基本秩序並びに連邦又は州の存立及び安全の擁護）に関する連邦と州との協力（同項第10号b）、武器法（同項第12号）等が含まれている。

3 緊急事態条項

現行基本法に多い緊急事態条項は、1949年の制定当初は少なく、1956年の再軍備に伴う基本法改正以降に整備が進み、本格的な緊急事態条項が設けられたのは1968年の基本法改正である。

ドイツでは、憲法学上、緊急事態は、まず、その原因が国内にある内的緊急事態と国外にある外的緊急事態とに大別される。

内的緊急事態は、①自然災害又は特に重大な災害事故（以下「災害事態」。第35条第2項第2段・第3項）、②連邦若しくは州の存立又は自由で民主的な基本秩序に対する切迫した危険（内乱が典型例。以下「国内緊急事態」。第91条）、③特に重要な場合における公共の安全及び秩序の危険（以下「重要事態」。第35条第2項第1段）に3区分され、更に①災害事態は1州内の局地災害事態と2州以上にわたる広域災害事態に分けられる。

外的緊急事態は、④防衛事態（武力攻撃を受け、又はそのおそれが著しく切迫している事態。第115a条～第115l条）、⑤緊迫事態（下院が緊迫事態と認定した事態。第80a条第1項）、⑥同意事態（緊迫事態に包括適用される法令の個別適用に下院が同意した事態。同項）及び⑦同盟事態（同盟国の支援のため国際機関が同盟条約の範囲内で決定する事態。同条第3項）に4区分

(60) 原語の“*Wehrbeauftragter*”には、「国防オンブズマン」のほか、「国防委員」、「国防受託者」の訳語がある。

される⁽⁶¹⁾。

(1) 統治機構関係

(i) 内的緊急事態

内的緊急事態は、州政府が認定し、その対処も主に州政府が行うこととされている。

(a) 災害事態

局地災害事態を州政府が認定すると、救助目的で、他州の警察の人員、他の行政官庁の人員及び設備並びに連邦警察（「連邦国境警備隊」⁽⁶²⁾をいう。以下同じ。）及び軍の人員及び設備の供与を求める要請が可能となる（第35条第2項第2段）。

広域災害事態を連邦政府が認定すると、州警察の人員の他州への供与の指示並びに州警察の人員の支援目的の連邦警察及び軍の出動が可能となる（同条第3項第1段）。

出動した連邦警察と軍は、上院の要求に応じ、又は危険の除去後は撤退する（同項第2段）。

(b) 国内緊急事態

州政府が国内緊急事態を認定すると、必要に応じ他州の警察の人員並びに他の行政官庁及び連邦警察の人員及び設備の供与の要請が可能となる（第91条第1項）。さらに、国内緊急事態において a) 当該州が対処できないときは州警察の人員に対する連邦の指示及び連邦警察の出動が可能となり（同条第2項第1段）、a) に加え b) 州警察及び連邦警察の人員不足があるときは民用物保護目的又は反乱鎮圧支援目的の軍の出動が可能となる（第87a条第4項第1段）。

出動した連邦警察と軍は、下院又は上院の要求があれば撤退する（第87a条第4項第2段）。

(c) 重要事態

州政府が重要事態を認定すると、公共の安全及び秩序の維持又は回復を目的として、州警察支援目的の連邦警察の人員及び設備の供与の要請が可能となる（第35条第2項第1段）。ここで「重要事態」とは、大規模集団示威運動や大規模火災などにより公共の安全及び秩序が脅かされている特に重要な場合をいい、通常の事態を超える程度に公共の安全及び秩序が脅かされていることが要件となる。その原因における人為性の有無を問わないとされ、例えば集団示威運動により災害出動に支障が生ずる場合などでは、(a) の災害事態と重複する部分があると考えられている。

(ii) 外的緊急事態

外的緊急事態は、国際機関が認定主体となる同盟事態を除き、下院が認定し、その対処は主に連邦機関が行うこととされている。

(a) 防衛事態

連邦政府の提案に基づき、上院の同意を得て、下院が投票の3分の2以上の多数かつ総議員の過半数による議決で防衛事態を認定する（第115a条第1項）。下院が活動不能のと

(61) これらは憲法学上の一般的な区分法に従った。

(62) 基本法上の「連邦国境警備隊」は、その設置法の改正で「連邦警察」に改称されている。

きは国会の代行機関である両院合同委員会⁽⁶³⁾が防衛事態を認定し（同条第2項）、武力攻撃を受けた場合において、下院及び両院合同委員会ともに防衛事態が認定不能のときは、認定が擬制される（同条第4項）。

防衛事態の認定は、大統領が布告する（同条第3項）。防衛事態の終了は、上院の同意を得て下院が投票の過半数による議決で宣言し、大統領がその議決を布告する（第115l条第2項）。

両院合同委員会は、防衛事態の間に投票の3分の2以上の多数かつ委員の過半数で下院を活動不能と認めると、国会の代行機関となる（第115e条第1項）。さらに、防衛事態下では、連邦の立法権が拡大して州法律事項が共管法律事項となり（第115c条第1項）、行財政に関し基本法の一部規定と異なる連邦法律の制定が可能となる（同条第3項）。連邦政府が提出した緊急の法律案は、簡略な手続で成立する（第115d条）。ただし、両院合同委員会が議決した法律は、防衛事態の終了後6か月以内に失効する（第115k条第2項）。下院議員の任期は防衛事態の終了後まで延長され（第115h条第1項）⁽⁶⁴⁾、防衛事態の間は下院の解散も禁止される（同条第3項）。

防衛事態が認定されると、軍の最高指揮権の移管（第115b条）、連邦警察の連邦全域出動（第115f条第1項）、民用物保護目的や交通規制目的の軍の出動（第87a条第3項）等のほか、一連の防衛関係法令⁽⁶⁵⁾の適用が可能となる。防衛事態の認定が布告され、かつ、連邦領域が武力攻撃を受けたときは、元首として国際法上連邦を代表する大統領は、下院の同意を得て国際法上の防衛事態宣言を行うことができる（第115a条第5項）。防衛事態下の両院合同委員会による新連邦首相の選挙では、大統領が提案した候補者が、委員の過半数の票を得たときに連邦首相に選出される（第115h条第2項第1段）。両院合同委員会による連邦首相の不信任には、委員の3分の2以上の多数による後任者の選出が必要である（建設的不信任。同項第2段）。なお、大統領の任期も、防衛事態の終了後まで延長される（同条第1項）。

基本法上は、軍刑事裁判所が設置されると、連邦通常裁判所の下級裁判所として防衛事態の間に生じた軍人・軍属の刑事事件を管轄すると規定されている（第96条第2項）。防衛事態下の連邦憲法裁判所については、その憲法上の地位の保全を図って両院合同委員会による関係法律の改正が制限され（第115g条）、同裁判所裁判官の任期も防衛事態の終了後まで延長される（第115h条第1項）。

(b) 緊迫事態

緊迫事態の認定の提案については、基本法に規定はないが、連邦政府又は下院が提案を

(63) 両院合同委員会は、委員の3分の2を下院議員、3分の1を上院議員とし、各州はその代表として上院議員各1人を委員に指名する（第53a条第1項）。全16州で構成される現在のドイツでは、両院合同委員会は下院議員32人及び上院議員16人で組織される。

(64) なお、州議会議員の任期も、防衛事態の終了後まで延長される（第115h条第1項）。

(65) 連邦給付法（Bundesleistungsgesetz（BLG）i.d.F. v. 27. 9. 1961（BGBl. I S. 1769））、労務確保法（Arbeitssicherstellungsgesetz（ASG）v. 9. 7. 1968（BGBl. I S. 787））、食糧確保法（Ernährungssicherstellungsgesetz（ESG）i.d.F. v. 27. 8. 1990（BGBl. I S. 1802））、交通確保法（Verkehrssicherstellungsgesetz（VerkSiG）i.d.F. v. 8. 10. 1968（BGBl. I S. 1082））、経済確保法（Wirtschaftssicherstellungsgesetz（WiSiG）i.d.F. v. 3. 10. 1968（BGBl. I S. 1069））、用水確保法（Wassersicherstellungsgesetz（WasSiG）v. 24. 8. 1965（BGBl. I S. 1225））、文民保護・災害救助法（Zivilschutz- und Katastrophenhilfegesetz（ZSKG）, Artikel 1 Gesetz v. 25. 3. 1997（BGBl. I S. 726））などが該当するが、その全てを一括してまとめた資料はドイツにも存在しないとされている。

行うと一般的に解釈されている。緊迫事態は、下院が投票の3分の2以上の多数による議決で認定する（基本法第80a条第1項第2段）。緊迫事態の認定の要件についても基本法に規定はなく、防衛事態と同視する説等があるが、近年はテロで生じた脅威を緊迫事態として認定可能とする説が多い。緊迫事態の認定により、民用物保護目的や交通規制目的の軍の出動（第87a条第3項）等のほか、一連の防衛関係法令の包括的な適用が可能となる（第80a条第1項）。なお、緊迫事態の終了についても、基本法に規定はないが、下院の投票の過半数による議決で終了すると考えられている。

(c) 同意事態

緊迫事態で包括的に適用可能な一連の防衛関係法令について、下院が個別にその適用に同意した事態を同意事態という（同条第1項第1段）。緊迫事態を認定して防衛関係法令全体の適用を開始すると、かえって対外的な緊張を高めるおそれがあるため、その個別適用が可能な同意事態の制度が設けられたものとされている。下院が防衛関係法令の個別適用に同意するときは、原則として投票の過半数による議決で足りる（同項第2段の反対解釈）。ただし、現役でない兵役義務者の非軍事役務への徴用（第12a条第5項第1段）又は職業放棄等の自由の制限（同条第6項第2段）に同意するときは、投票の3分の2以上の多数による議決が必要である（第80a条第1項第2段）。同意事態は、下院の議決要件と法令の適用形態で緊迫事態や防衛事態と異なる。同意事態に基づく措置は、下院の要求があれば廃止される（同条第2項）。なお、同意事態の認定が可能な緊急性を緊迫事態と同程度と定義する説等がある。

(d) 同盟事態

ドイツは北大西洋条約機構（NATO）に加盟しており、その一部同盟国に対する武力攻撃は、集団的自衛権の行使の対象となる⁽⁶⁶⁾。このような場合に、NATOのような国際機関が連邦政府の同意を得て同盟事態を認定すると、防衛関係法令の個別適用が可能となる。ただし、同盟事態下での軍の国外派兵には、1994年7月12日連邦憲法裁判所判決⁽⁶⁷⁾で下院の承認が必要とされた。その後、国外派兵に国会が関与する手続については、おおむね10年にわたり下院が軍の国外派兵を承認する個別の事例が積み重ねられ、2005年にその実務を反映する国会関与法⁽⁶⁸⁾が制定された。同法上、軍の国外派兵には原則として事前承認が必要であり（第3条）、例外的に事後承認で足りることとされている（第5条）。また、政府に定期的な報告義務を課し（第6条）た上で、派兵期間の延長にも承認が必要とされている（第7条）。なお、同盟事態に基づく措置の廃止には、下院の総議員の過半数による議決が必要である（基本法第80a条第3項第2段）。

(2) 人権関係

憲法擁護（自由で民主的な基本秩序又は連邦若しくは州の存立若しくは安全の擁護）に資するときは、平時から連邦憲法擁護庁等の情報機関（基本法第87条第1項）が通信傍受等を行うことができるようにするため、通信の秘密の制限を対象者に通知しないことができる（第10条第2項）。また、通信の秘密の制限対象者の裁判を受ける権利を制限して国民代表

(66) 北大西洋条約第5条。国連憲章第51条。

(67) BVerfGE 90, 286.

(68) Parlamentsbeteiligungsgesetz v. 18. März 2005 (BGBl. I S. 775).

機関⁽⁶⁹⁾が選任した機関及び補佐機関による事後審査をもって裁判手続に代えることもでき(同項)、下院には審査機関となる基本法第10条法審査会が置かれている⁽⁷⁰⁾。このほか、国防(文民たる住民の保護を含む。)に資する法律で移転の自由や住居の不可侵の制限を定めること(第17a条第2項)又は国内緊急事態の防止に必要な場合に移転の自由を制限することができる(第11条第2項)。

緊急事態下の人権制限に関して、基本法に次の規定がある。

内的緊急事態のうち、災害事態への対処に必要なときは、移転の自由の制限が可能である(第11条第2項)。

外的緊急事態のうち、防衛事態が認定されると民間医療施設等における一部非軍事役務への女子の徴用(第12a条第4項)や現役でない兵役義務者の非軍事役務への徴用(同条第3項・第5項・第6項)のほか、公用収用の補償に関する臨時の措置(第115c条第2項第1号)や被逮捕者の留置期間の延長(同項第2号)が可能となる。緊迫事態や同意事態が認定されると①現役でない兵役義務者の非軍事役務への徴用(第12a条第3項第1段・第5項第1段)、②職業放棄等の自由の制限(同条第6項第2段)その他の措置が可能となる(第80a条第1項)。ただし、①と②には、下院の投票の3分の2以上の特別多数決が必要である(同項第2段)。

(3) その他

防衛事態下の両院合同委員会には、基本法改正権限等がない(基本法第115e条第2項)。また、防衛事態下で連邦機関が機能不全に陥ったときは、州政府は、自ら州内で、又は委託等をして、やむを得ず所定の措置を講じることができる(第115i条第1項)。

4 その他

基本法には、国際紛争処理のための仲裁裁判条約への加盟(第24条第3項)、戦争遂行用の武器の規制(第26条第2項)に関する規定がある。

おわりに

以上紹介してきた米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項について、若干の指摘をまとめてみる。

各国憲法の規模の大小すなわち規律密度の高低を反映し⁽⁷¹⁾、規模が小さく規律密度が低い米国、フランスの両憲法に対し、規模が大きく規律密度が高いドイツ基本法は、軍関係規定及び緊急事態条項の規律密度も高く、多くの緊急事態条項がある。ただし、外国による武力攻撃を想定した防衛事態に関する緊急事態条項は体系的で詳細であるが、その他の緊急事態条項は必ずしも体系的ではなく、定義のない用語もあることなどから、ドイツ基本法では規律密度の高さが緊急事態条項の明確性に直結していない点に注意が必要である。

(69) 「国民代表機関 (Volksvertretung)」とは、下院及び州議会をいう。

(70) 基本法第10条法 (Artikel 10-Gesetz: G10 v. 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1254, 2298; 2007 I S. 154)) 第15条。

(71) 規律密度の国際比較をするときは、語数で比較する例が知られている。“Constitution Rankings.”

Comparative Constitutions Project Website <<http://comparativeconstitutionsproject.org/ccp-rankings/>>

また、各国憲法の制定時期を反映して、200年以上前に制定された米国憲法には、もはや時代に即さず実効性に乏しいと考えられる規定も残存している。

内容上重要な規定の一つとして、宣戦への国会の関与に関する規定がある。米国憲法第1条第8節第11項には宣戦を連邦議会の権限とする規定があり、フランス憲法第35条第1項は宣戦の承認を国会の権限としている。ドイツ基本法には宣戦の手續を定めた規定はなく、第115a条第5項で、大統領が下院の同意を得て行う国際法上の防衛事態宣言の手續が定められている。

しかし、戦争の違法化により宣戦が行われなくなると宣戦に関する憲法規定も適用されなくなり、焦点は、宣戦を伴わない国外派兵への国会の関与について、いかなる手續を定めるかに移行した。

米国では、国外派兵への連邦議会の関与について、戦争権限法が制定された。戦争権限法は、国外派兵（法文上は「軍の出動」）を個別の法律を制定して委任した場合などに限りつつ、最高司令官である大統領に連邦議会との間で協議や報告を義務付け、連邦議会が撤退決議を行う仕組みも設けた。

フランスでは、宣戦の手續に関する1958年憲法第35条が2008年に改正され、国外派兵への国会の関与に関する規定が追加された。国外派兵について、同条に国会が事前に関与する手續はないが、政府に国会への事後の通知を義務付けたほか、派兵期間が4か月を超えるときは、期間延長に国会の承認が必要となった。

ドイツでは、軍事同盟上の国外派兵に関し判例で下院の承認が必要とされ、その後の約10年間にわたる国外派兵に対する下院の承認事例を積み重ね、その実務を反映する国会関与法が制定された。軍の国外派兵には原則として下院の事前承認が必要であり、例外的にその事後承認で足りるとされるほか、連邦政府に定期的な報告義務を課した上で、派兵期間の延長にも下院の承認が必要とされている。

このように、宣戦を伴わない国外派兵への国会の関与については、その手續の内容や、これを法制化する方式（憲法改正又は通常法律の制定）は異なるが、各国とも法制化の必要性を認めて、民主的統制の枠組みを講じてきたと言えるであろう。

参考文献

- ・植野妙実子編著『フランス憲法と統治構造』（日本比較法研究所研究叢書 82）中央大学出版部, 2011.
- ・ギリアン, レモン・ジャン・ヴァンサン編著（中村絃一ほか監訳, Termes juridiques研究会訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012.（原書名: Raymond Guillien et Jean Vincent, eds., *Lexique des termes juridiques*, 16^e éd., Paris: Dalloz, 2007.）
- ・栗田真広「米国における軍隊投入の権限（資料）」『レファレンス』765号, 2014.10, pp.93-116. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8779804_po_076505.pdf?contentNo=1>
- ・国際法学会編『国際関係法辞典 第2版』三省堂, 2005.
- ・小林公夫『主要国の憲法改正手續』（調査資料2014-1-a 基本情報シリーズ16）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2014. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8727475_po_201401a.pdf?contentNo=1>
- ・境家史郎『憲法と世論—戦後日本人は憲法とどう向き合ってきたのか—』（筑摩選書）筑摩書房, 2017.
- ・佐島直子編『現代安全保障用語事典』信山社出版, 2004.
- ・清水隆雄「アメリカ合衆国憲法修正第二条の解釈の変容」『レファレンス』575号, 1998.12, pp.58-73.

- ・初宿正典編『レクチャー比較憲法』（αブックス）法律文化社, 2014.
- ・シュタイン, エクハルト（浦田賢治ほか訳）『ドイツ憲法』（早稲田大学比較法研究所叢書 22）早稲田大学比較法研究所, 1993.（原書名: Ekkehart Stein, *Staatsrecht*, 9. Aufl., Tübingen: J.C.B. Mohr, 1984.）
- ・シルヒトマン, クラウス（石井信平訳）「憲法第9条が問いかける「国家主権の制限」—各国憲法と比較しながら—」『世界』750号, 2006.3, pp.172-183.
- ・杉原高嶺『国際法学講義 第2版』有斐閣, 2013.
- ・田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991.
- ・塚本重頼・長内了『注解アメリカ憲法 全訂新版』酒井書店, 1983.
- ・筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣, 1998.
- ・富井幸雄『共和主義・民兵・銃規制—合衆国憲法修正第二条の読み方—』昭和堂, 2002.
- ・同『海外派兵と議会—日本、アメリカ、カナダの比較憲法的考察—』成文堂, 2013.
- ・中川文壽「軍事に関するフランス議会の統制—戦争宣言の承認手続に関連して—」『レファレンス』579号, 1999.4, pp.7-22.
- ・中村義孝編訳『フランス憲法史集成』法律文化社, 2003.
- ・ハミルトン, A. ほか(斎藤眞・中野勝郎編訳)『ザ・フェデラリスト』(岩波文庫)岩波書店, 1999.(原書名: Jacob E. Cooke, ed., Alexander Hamilton et al., *The Federalist*, Middletown, Conn.: Wesleyan University Press, 1961.)
- ・樋口範雄『アメリカ憲法』（アメリカ法ベーシックス 10）弘文堂, 2011.
- ・樋口陽一『比較憲法 全訂第3版』（現代法律学全集 36）青林書院, 1992.
- ・深瀬忠一「戦後50年の世界の「諸憲法と国際平和」の新たな展望1—国際憲法学会第4回世界大会と「憲法と平和」部会の意義—」『法律時報』68巻1号, 1996.1, pp.23-29.
- ・同「戦後50年の世界の「諸憲法と国際平和」の新たな展望2—国際憲法学会第4回世界大会と「憲法と平和」部会の意義—」『法律時報』68巻2号, 1996.2, pp.32-38.
- ・同「戦後50年の世界の「諸憲法と国際平和」の新たな展望3—国際憲法学会第4回世界大会と「憲法と平和」部会の意義—」『法律時報』68巻3号, 1996.3, pp.64-71.
- ・ヘッセ, コンラート（初宿正典・赤坂幸一訳）『ドイツ憲法の基本的特質』成文堂, 2006.（原書名: Konrad Hesse, *Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 20. Aufl., Heidelberg: C.F. Müller, 1999.）
- ・法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第4版』有斐閣, 2012.
- ・松井茂記『アメリカ憲法入門 第8版』（外国法入門双書）有斐閣, 2018.
- ・松浦一夫『立憲主義と安全保障法制—同盟戦略に対応するドイツ連邦憲法裁判所の判例法形成—』三和書籍, 2016.
- ・宮脇岑生『現代アメリカの外交と政軍関係—大統領と連邦議会の戦争権限の理論と現実—』流通経済大学出版会, 2004.
- ・村田尚紀『比較の眼でみる憲法』北大路書房, 2018.
- ・安田寛「フランス」大平善梧・田上穰治監修『世界の国防制度』第一法規出版, 1982, pp.121-146.
- ・矢部明宏「フランスの国防法典」『外国の立法』No.240, 2009.6, pp.169-179. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000079_po_024004.pdf?contentNo=1>
- ・同「フランスの緊急状態法—近年の適用事例と行政裁判所による統制—」『レファレンス』748号, 2013.5, pp.5-26. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206691_po_074801.pdf?contentNo=1>
- ・山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002.
- ・横大道聡「Boumediene v. Bush, _ U. S. _, 128 S. Ct. 2229 (2008)」『アメリカ法』2009-1号, 2009.12, pp.163-170.

- ・『国会による行政統制—ドイツの「議会留保」をめぐる憲法理論と実務—』（調査資料2015-2 平成26年度国際政策セミナー報告書）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9481672_po_201508.pdf?contentNo=1>
- ・『主要国における緊急事態への対処—総合調査報告書—』（調査資料2003-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999552>>
- ・ de Bellescize, Ramu, “Organisation et Missions de la défense,” *JurisClasseur Administratif*, Last update: 21 Octobre 2013.
- ・ Hallett, Brien, *Declaring War: Congress, the president, and what the constitution does not say*, Cambridge: Cambridge University Press, 2012.
- ・ Jourdier, François, “La défense et la loi,” *Défense nationale et sécurité collective*, Vol.61 No.12, décembre 2005, pp.123-132.
- ・ Klein, Eckart, “Innerer Staatsnotstand,” Josef Isensee und Paul Kirchhof, hrsg., *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Bd.12: Normativität und Schutz der Verfassung, 3. Aufl., 2014, pp.935-971.
- ・ Lascombe, Michel et al., *Code constitutionnel et des droits fondamentaux: annoté, commenté en ligne* (Codes Dalloz public), 8^e éd., Paris: Dalloz, 2019.
- ・ Lofgren, Charles A., “War-Making Under the Constitution: The Original Understanding,” *Yale Law Journal*, Vol.81 Iss.4, Mar., 1972, pp.672-702.
- ・ v. Mangoldt, Hermann, begr., Friedrich Klein, fortgeführt, Christian Starck, hrsg., *Kommentar zum Grundgesetz*, Bd.3., 6. Aufl., München: F. Vahlen, 2010.
- ・ März, Wolfgang, “Äußerer Staatsnotstand,” Josef Isensee und Paul Kirchhof, hrsg., *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Bd.12: Normativität und Schutz der Verfassung, 3. Aufl., 2014, pp.973-1025.
- ・ Mbongo, Pascal, “Die französischen Regelungen zum Ausnahmezustand: Eine Sondierung,” Matthias Lemke, hrsg., *Ausnahmezustand: Theoriegeschichte, Anwendungen, Perspektiven* (Staat – Souveränität – Nation: Beiträge zur aktuellen Staatsdiskussion), Wiesbaden: Springer, 2017, pp.129-166.
- ・ v. Münch, Ingo, begr., Philip Kunig, hrsg., *Grundgesetz Kommentar*, Bd.2, 6. Aufl., München: C.H. Beck, 2012.
- ・ Sachs, Michael, hrsg., *Grundgesetz: Kommentar*, 7. Aufl., München: C.H. Beck, 2014.
- ・ Yoo, John C. “War and the Constitutional Text,” *University of Chicago Law Review*, Vol.69 Iss.4, Autumn 2002, pp.1639-1684.
- ・ “Auslandseinsätze der Bundeswehr.” Desutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/ausschuesse/ausschuesse18/a12/auslandseinsaetze/auslandseinsaetze-200026>>
- ・ *Bonner Kommentar zum Grundgesetz*, Heidelberg: C.F. Müller.
- ・ “The Knox-Porter Resolution.” U.S. House of Representatives Website <https://history.house.gov/Historical-Highlights/1901-1950/1921_06_30_Knox-Porter/>

(かわしま たろう)

資料 米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項(翻訳)

I 米国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項(翻訳)

合衆国憲法(抄)

1788年成立

最終修正条項 第27修正(1992年増補)

[前文]

我ら合衆国の人民は、より完全な連邦を構成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、及び我らと我らの子孫に自由のもたらず恵沢を確保することを目的として、アメリカ合衆国のためにこの憲法を確定する。

第1条 [立法府](抄)

[立法府の権限]

第8節 連邦議会は、次に掲げる事項に関する権限を有する。

①～⑩(略)

⑪ [戦争権限] 宣戦をし、捕獲免許状を交付し、陸上捕獲及び海上捕獲に関する規則を定めること。

⑫ [戦争権限] 陸軍を編成し、保持すること。ただし、その歳出予算は、2年を超える長期にわたってはならない。

⑬ [戦争権限] 海軍を置き、維持すること。

⑭ [戦争権限] 陸海軍の統轄及び規律に関する規則を定めること。

⑮ [民兵] 連邦の法律を執行し、反乱を鎮圧し、及び侵攻を排除するための民兵の招集について規定すること。

⑯ [民兵] 民兵の編成、武装及び服務規律について、並びに合衆国の軍務に服する民兵の統轄について定めること。ただし、各州は、将校の任命権及び連邦議会の定める服務規律に従って民兵を訓練する権限を留保する。

⑰・⑱(略)

[連邦議会の権限の制限]

第9節 ①(略)

② [人身保護令状] 人身保護令状の[請求をする]特権は、反乱又は侵攻があった場合において、公共の安全を確保するため必要があるときでなければ、停止してはならない。

③～⑧(略)

[州の権限の制限]

第10節 ①・②(略)

- ③ [とん税及び州際協定] 州は、連邦議会の同意を得なければ、とん税⁽¹⁾を課し、平時において軍隊又は軍艦を保有し、他の州又は外国と協定又は契約を締結してはならず、また、現に侵攻を受け、又は猶予を許さない急迫した危険がある場合でなければ、戦争をしてはならない。

第2条 [執行府] (抄)

[大統領の職務権限]

第2節 ① [最高指揮権、大統領顧問及び恩赦] 大統領は、合衆国の陸軍及び海軍並びに現に合衆国の軍務に服するために招集された各州の民兵の最高司令官とする。大統領は、執行各部の長官に対して、それぞれその職務に関連するいかなる事項についても書面による意見を求めることができる。大統領は、弾劾の場合を除き、合衆国に対する犯罪について、刑の執行停止及び恩赦を行う権限を有する。

②・③ (略)

第3条 [司法府] (抄)

[反逆罪]

第3節 ① [定義及び証拠制限] 合衆国に対する反逆罪となる行為は、合衆国に対し戦端を開き、又は敵に援助及び便宜を与えてこれに加担する行為に限る。何人も、同一の外的行為について2人の証人の証言がある場合又は公開の法廷における自白による場合でなければ、反逆罪により有罪とされない。

② [刑罰] 連邦議会は、反逆罪の刑を定める⁽²⁾ 権限を有する。ただし、反逆罪による権利剥奪は、権利を剥奪される者の生存中でなければ、血統汚損又は財産没収の効力を生じない。

第4条 [州相互関係及び連邦と州との関係] (抄)

[合衆国の州に対する責務]

第4節 合衆国は、この連邦内の全ての州に対して共和政体を保障し、並びに侵攻に対して、及び州議会又は（州議会の招集ができないときは）州執行府の求めにより州内の暴動に対して各州を保護する。

第2修正 [武器の携帯]

(1791年増補)

規律ある民兵は、自由な国家の安全に必要であるから、人民が武器を保有し、及び携帯する権利は、侵してはならない。

第3修正 [軍人の宿営]

(1791年増補)

平時にあっては所有者の同意を得なければ、戦時にあっては法律で定める方法によら

(1) 入港する外国貿易船に対して課する税。

(2) 原文の“declare the punishment”の直訳は「刑を宣告する」であるが、連邦議会が法律で刑罰を定める趣旨と解されているので、本稿では「刑を定める」と訳した。

なければ、いずれの家屋にも軍人を宿営させてはならない。

第5修正 [身体的自由] (1791年増補)

何人も、大陪審の告発又は起訴によらなければ、死刑又は一定の自由刑に当たる罪⁽³⁾について責任を問われない。ただし、陸海軍において生じた事件又は戦時若しくは公共の危険が生じた時に現に軍務に服する民兵の間に生じた事件については、この限りでない。(以下略)

第14修正 [権利保障] (1868年増補)

[欠格事由及び国債]

第3節 連邦議会議員、合衆国公務員、州議会議員又は州の執行府若しくは司法府の公務員として合衆国憲法を擁護する宣誓をしたにもかかわらず、その後合衆国に対する内乱若しくは反乱をし、又は合衆国の敵に援助若しくは便宜を与えた者は、何人も、連邦議会の上院議員若しくは下院議員若しくは大統領及び副大統領の選挙人となり、又は合衆国若しくは州の文武の官職に就いてはならない。ただし、連邦議会は、各議院の投票の3分の2 [以上の多数による議決] により、その資格を回復させることができる。

第4節 暴動又は反乱を鎮圧する職務に対する恩給及び賜金の支払のため起債された公債を含め、法律によって認められた合衆国の国債は、その効力を争うことができない。ただし、合衆国又は州は、いずれも、合衆国に対する暴動若しくは反乱を援助するために生じた負債若しくは債務又は奴隷の喪失若しくは解放を理由とする請求に応じて、負担又は支払をしてはならない。これらの負債、債務及び請求は、全て違法かつ無効とする。

II フランス憲法の軍関係規定及び緊急事態条項 (翻訳)

1958年10月4日憲法 (抄)

最終改正 2008年

第2章 共和国大統領 (抄)

第5条 ① (略)

② 大統領は、国の独立、領域の完全性及び条約の尊重の擁護者とする。

第13条 ① (略)

② 大統領は、国の文官及び武官を任命する。

(3) 原語の“infamous crime”の直訳は「破廉恥罪」であるが、第5修正では、罪質ではなく刑の種類による概念であり、連邦では死刑又は1年超の自由刑に当たる罪を指す。時代により変化し得ると解されているので、本稿では「死刑又は一定の自由刑に当たる罪」と訳した。

- ③ 国務院⁽⁴⁾ 評定官、賞勳局総裁、大使及び公使、会計検査院主任評定官、知事、第 74 条に規定する海外公共団体及びニューカレドニアにおける国の代表者、将官、大学区総長並びに中央省庁の長官については、[大統領は、] 閣議を経て任命する。
- ④・⑤（略）

第 15 条 大統領は、軍の長とする。大統領は、国防高等評議会及び国防高等委員会を主宰する。

第 16 条⁽⁵⁾ ① 共和国の制度、国の独立、領域の完全性又は国際約束⁽⁶⁾ の実施に重大かつ急迫の危険が切迫し、憲法上の公権力 [機関] の適正な運営が阻害されたときは、大統領は、首相、両議院の議長及び憲法院に公式に諮問した後、状況に応じ必要な措置を講じる。

- ② 大統領は、[前項の] 措置を教書で国民に周知する。
- ③ [第 1 項] の措置は、憲法上の公権力 [機関] に対し、できる限り速やかにその任務達成の手段の提供を図るものでなければならない。憲法院は、これに関し諮問を受ける。
- ④ [第 1 項の措置があったときは、] 国会は、当然に集会する。
- ⑤ [第 1 項の] 緊急権限の行使期間中は、下院を解散することができない。
- ⑥ [第 1 項の] 緊急権限の行使後 30 日が経過したときは、下院議長、上院議長、下院議員 60 人又は上院議員 60 人は、憲法院に対し、第 1 項に規定する要件の有無に関する審査の申立てをすることができる。憲法院は、できるだけ速やかに、公開で、これに関する意見を表明する。緊急権限の行使後 60 日が経過したときは、憲法院は、いつでも当然にこの審査を行い、同一の要件に従い意見を表明する。

第 3 章 政府（抄）

第 20 条 ①（略）

- ② 政府は、行政及び軍事力を掌握する。
- ③（略）

第 21 条 ① 首相は、政府の活動を指揮する。首相は、国防について責任を負う。首相は、法律の執行を確保する。第 13 条の規定に反しない限り、首相は、規則制定権を行使し、文官及び武官を任命する。

- ② 首相は、その権限の一部を大臣に委任することができる。
- ③ 首相は、必要に応じ大統領に代わって第 15 条の評議会及び委員会を主宰する。

(4) 国務院（コンセイユ・デタ（Conseil d'État））には、政府の法令案に関する諮問機関と最上級の行政裁判所の 2 つの役割がある。

(5) 第 16 条の緊急措置は、第 19 条の規定により、大統領の行為のうち、首相又は大臣の副署が不要なものとされている。

(6) 原語の“engagements internationaux”は、国際連盟規約（ヴェルサイユ条約（大正 9 年条約第 1 号）第 1 編）第 18 条でも用いられた「国際約定」（当時の公定訳）であるが、現在の「国際約束」に相当する。

④ (略)

第5章 国会と政府との関係 (抄)

第34条 ① 次の事項に関する規則は、法律で定める。

— 公民権及び公的自由を行使する市民に与えられる基本的保障。報道の自由、多元性及び独立性。国防のため市民の身体及び財産に課する義務
(以下列記略)

② 次の事項に関する規則は、[前項と] 同様に法律で定める。

(列記略)

— 国の文官及び武官に与えられる基本的保障
(以下列記略)

③ 次の事項の基本原則は、法律で定める。

— 国防の一般組織
(以下列記略)

④～⑧ (略)

第35条 ① 宣戦は、国会が承認する。

② 政府は、外国への軍事介入の決定を、介入の開始後3日以内に国会に報告する。政府は、[この報告で、軍事介入により] 追求する目的を明確にする。この報告については、討議を行うことができるが、その後表決は行わない。

③ 介入の期間が4か月を超える場合には、政府は、その期間の延長について国会の承認に付する。政府は、下院に対し、最終的な議決を求めることができる。

④ [介入の開始後] 4か月が経過した時に国会が会期中でない場合には、国会は、次の会期が開始した[時に] 前項の規定による議決を行う。

第36条 ① 戒厳は、閣議により宣告する。

② [戒厳期間が] 12日間を超えることとなる[ときは、] その延長は、国会でなければ承認することができない。

第48条 ①・② (略)

③ さらに、予算法案、社会保障財政法案、次項の規定に反しない限り6週間前までに他の議院から送付された法律案、危機事態に関する法律案及び第35条の規定により承認を求める議案に関する審理は、政府の請求に基づき議事日程に優先的に登録される。

④～⑥ (略)

第6章 条約及び国際協定（抄）

第53条 ① 平和条約、通商条約、国際組織に関する条約又は協定、国の財政を拘束する条約又は協定、法律の性質を有する規定を改める条約又は協定、人の身分に関する条約又は協定〔及び〕領域の割譲、交換又は併合に関する条約又は協定は、法律によらなければ、批准し、又は承認することができない。

②・③（略）

第12章 地方公共団体（抄）

第73条 ①～③（略）

④ 前項の条例⁽⁷⁾は、国籍、公民権、公的自由の保障、人の身分及び能力、司法組織、刑法、刑事訴訟手続、外交政策、防衛、公の安全及び秩序、通貨、貸付及び為替並びに選挙法に関する規定を設けることができない。これらの事項については、組織法で明確化し、及び補完することができる。

⑤～⑦（略）

第16章 改正（抄）

第89条 ①～③（略）

④ 領域の完全性が損なわれているときは、いかなる〔憲法〕改正手続も、開始し、又は続行することができない。

⑤（略）

1946年10月27日憲法（抄）⁽⁸⁾

前文（抄）

①～⑬（略）

⑭ フランス共和国は、その伝統に忠実であり、国際法規を遵守する。フランス共和国は、征服を目的とするいかなる戦争も企てず、また、いかなる人民の自由に対しても武力を一切行使しない。

⑮ フランスは、相互主義に反するものでない限り、平和の組織及び維持に必要な主権の制限に同意する。

⑯～⑱（略）

(7) 第73条第3項は、法律事項又は命令事項を限定すれば、海外の県又は州に適用される法律又は命令に代わる条例の制定権限を当該県又は州に委任することができる旨の規定である。

(8) フランス現行1958年憲法前文は、「1946年憲法前文により確認され補完された人の権利と国民主権の原理の遵守（…）を厳粛に宣言する」と規定し、同憲法前文の現行憲法上の効力を承認している。

Ⅲ ドイツ基本法の軍関係規定及び緊急事態条項（翻訳）

ドイツ連邦共和国基本法（抄）

制定 1949 年
最終改正 2019 年

前文（抄）

ドイツ国民は、神と人間とに対する責任を自覚し、統合欧州において平等な権利を有する構成 [国] として世界平和に貢献しようとする意思をもって、その憲法制定権力に基づき、この基本法を制定した。（後略）

第 I 章 基本権（抄）

[人間の尊厳、人権、基本権の法的拘束力]

第 1 条 (1) 人間の尊厳は、不可侵である。その尊重と保護は、全国家権力機関の義務である。

(2) ドイツ国民は、[第 1 項の規定の趣旨に照らし、] 世界のあらゆる人的共同体、平和及び正義の基礎として、侵すことのできない固有の人権を認める。

(3) (略)

[信仰及び良心の自由]

第 4 条 (1)・(2) (略)

(3) 何人も、その良心に反して、武器をもってする軍務を強制されてはならない。その細目は、連邦法律で定める。

[信書、郵便及び電気通信の秘密]

第 10 条 (1) (略)

(2) [前項の権利⁽⁹⁾に対する] 制限は、法律に基づかなければ、これを命ずることができない。その制限が自由で民主的な基本秩序又は連邦若しくは州の存立若しくは安全の擁護に資するときは、法律で定めるところにより、当該制限をその対象者に通知しないこと並びにその不服の裁判に代えて国民代表機関の選任した機関及び補佐機関による事後審査を行うことができる。

[移転の自由]

第 11 条 (1) (略)

(2) 十分な生活基盤がないことにより公衆に特別の負担が生ずる場合、連邦若しくは州の存立若しくは自由で民主的な基本秩序に対する切迫した危険の防止に必要な場合、感染

(9) 第 10 条第 1 項は信書、郵便及び電気通信の秘密に関する規定であり、「前項の権利」とは信書、郵便及び電気通信の秘密を侵されない権利である。

症の〔まん延の〕おそれ、自然災害若しくは特に重大な災害事故の対処に必要な場合又は養育放棄からの児童の保護若しくは犯罪行為の防止に必要な場合に限り、専ら、法律で、又は法律に基づいて〔前項の〕権利⁽¹⁰⁾を制限することができる。

〔強制兵役及び非軍事の強制代役〕

第 12a 条 (1) 満 18 歳以上の男子に対しては、軍、連邦国境警備隊又は文民保護組織⁽¹¹⁾において服役させることができる。

(2) 武器を使用する軍務を良心上の理由から拒否する者に対しては、代役に服役させることができる。この代役の期間は、兵役の期間を超えるものであってはならない。その細目は、法律で定め〔る。ただし〕、良心に従って決定する自由を侵さないで、かつ、軍及び連邦国境警備隊に無関係で服役の見込みがある代役を定めなければならない。

(3) 現に第 1 項又は第 2 項の服役をしていない兵役義務者に対しては、防衛事態において、法律で、又は法律に基づいて、国防（文民たる住民の保護⁽¹²⁾を含む。）を目的とする非軍事役務の給付を伴う業務に就職する義務を課することができる；〔ただし、〕専ら法上の職にある者に限り行使することが可能な警察上又は行政上の権力を行使させるためでなければ、その職に就職する義務を課してはならない。第 1 段の規定による業務は、軍において、軍需品の供給の分野において、及び行政において就職する義務を課することができる；〔ただし、〕文民たる住民⁽¹³⁾への物品及び役務の提供に関する分野においては、文民たる住民の生活の需要を満たし、又は文民たる住民の保護を確保するためでなければ、その業務に就職する義務を課してはならない。

(4) 防衛事態において、民間の衛生施設及び医療施設並びに常駐の野戦病院における非軍事役務の需要が志願者のみによっては満たされない場合には、法律で、又は法律に基づいて、18 歳以上 55 歳以下の女子を、この種の役務に徴用することができる。女子に対しては、いかなる場合においても、武器をもってする役務に服する義務を課することができない。

(5) 防衛事態〔の発生〕前においては、第 80a 条第 1 項の規定によらなければ、第 3 項の義務を課することができない。第 3 項の役務給付を準備するために、特別の知識又は熟練が必要なときは、法律で、又は法律に基づいて、専門教育訓練に参加する義務を課す

(10) 第 11 条第 1 項は移転の自由に関する規定であり、「〔前項の〕権利」とは移転の自由の権利である。

(11) 基本法上の文民関係の用語について、意味の概要を列記すれば、次のとおりである。

「文民」 敵対行為を行う資格（交戦資格）のある戦闘員の種別区分のいずれにも属しない者、すなわち交戦資格のない一般人をいう。ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書（平成 16 年条約第 12 号）第 50 条 1。

「文民たる住民」 文民である全ての者から成るもの、すなわち文民の集団である一般住民をいう。同条 2。

「文民たる住民の保護」 軍事行動から生ずる危険からの一般的保護として、文民たる住民及び個々の文民が受けるべきものをいう。同議定書第 51 条 1。

「文民保護」 文民たる住民を敵対行為又は災害の危険から保護し、文民たる住民が敵対行為又は災害の直接的な影響から回復することを援助し、及び文民たる住民の生存のために必要な条件を整えるため人道的任務を遂行することをいう。同議定書第 61 条 a。

「文民保護組織」 人道的任務を遂行するために紛争当事者の機関によって組織され又は認められる団体等であって、専ら人道的任務に従事するものをいう。同条 b。

(12) 前掲注 (11) 参照。

(13) 同上

ることができる。この場合には、第1段の規定を適用しない。

- (6) 防衛事態において、第3項第2段に規定する分野において志願者による労働力の供給が不足している場合には、この需要を確保するため、法律で、又は法律に基づいて、ドイツ人が職業又は職場を放棄する自由を制限することができる。防衛事態の発生前については、第5項第1段の規定を準用する。

[基本権の制限]

- 第17a条 (1) 兵役及び代役に関する法律においては、軍及び代役に服する者に対し、兵役又は代役の期間中、言論、文書及び図画により意見を自由に表明して流布する基本権（第5条第1項第1段前半）、集会の自由の基本権（第8条）及び他人と共同して請求又は不服申立てをする権利の範囲内で保障される請願権（第17条）の制限を定めることができる。
- (2) 国防（文民たる住民の保護⁽¹⁴⁾を含む。）に資する法律においては、移転の自由（第11条）及び住居の不可侵（第13条）の基本権の制限を定めることができる。

第II章 連邦及び州（抄）

[主権的な権能の委任、集団的安全保障]

- 第24条 (1)・(1a) (略)
- (2) 連邦は、平和を維持するため、相互的な集団安全保障制度に加入することができる。これにより、欧州及び世界諸国民の間における恒久平和の確立及び確保を図るため、連邦は、その主権的権利の制限に同意することとする。
- (3) 連邦は、国際紛争を処理するため一般的、包括的かつ義務的な国際仲裁裁判に関する協定に加入することとする。

[国際平和の確保]

- 第26条 (1) 侵略戦争の遂行の予備及び諸国民の平和共存を妨げるおそれのある行為は、憲法に違反する。当該行為は、これを処罰するものとする。
- (2) 戦争遂行用の武器は、連邦政府の許可を得なければ、製造し、運搬し、及び取引してはならない。その細目は、連邦法律で定める。

[司法共助及び職務共助並びに災害救助]

- 第35条 (1) (略)
- (2) 公共の安全及び秩序の維持又は回復を目的として、州は、特に重要な場合において、連邦国境警備隊の支援がなければ州警察の任務の遂行が不可能又は著しく困難であるときは、州警察を支援するため連邦国境警備隊の人員及び設備を要請することができる。自然災害又は特に重大な災害事故の場合において、州は、救助を受けるため、他の州の警察の人員⁽¹⁵⁾、他の行政官庁の人員及び設備並びに連邦国境警備隊及び軍の人員

(14) 同上

(15) 原語の“Polizeikräfte”は警察の人員を意味する。

及び設備を要請することができる。

- (3) 自然災害又は災害事故の危険が2以上の州の領域にわたるときは、連邦政府は、その効果的な対処に必要な範囲内で、州政府に指示して、その警察の人員を他の州に使用させることができ、また、その警察の人員を支援するため連邦国境警備隊及び軍の部隊を出動させることができる。第1段の規定による連邦政府の措置は、上院の要求がある時はいつでも、その他の場合にあっては危険の除去後は遅滞なく、中止するものとする。

[連邦官庁の職員]

第36条 (1) (略)

- (2) 国防に関する法律は、連邦の州への編成及び州 [民] の地域的忠誠⁽¹⁶⁾を考慮し [て定め] なければならない。

第三章 下院 (抄)

[外務委員会及び国防委員会]

第45a条 (1) 下院に外務委員会及び国防委員会を置く。

- (2) 国防委員会は、調査委員会の権限を併有する。国防委員会は、その委員の4分の1の申立てがあるときは、当該事項をその調査の対象とする義務を負う。
- (3) 第44条第1項の規定⁽¹⁷⁾は、国防の分野については適用しない。

[国防オンブズマン]

第45b条 基本権を保護するため、下院が国会による統制を行う場合の補佐機関として、下院の国防オンブズマンを任命する。その細目は、連邦法律で定める。

[統制委員会]

第45d条 (1) 下院は、連邦情報機関の活動に関する統制委員会を置く。

- (2) その細目は、連邦法律で定める。

第IV a章 両院合同委員会

[(両院合同委員会の) 組織及び手続]

第53a条 (1) 両院合同委員会は、その [委員の] 3分の2を下院議員、3分の1を上院議員として組織する。当該下院議員は、院内会派の所属議員数の割合に応じて下院が指名する；[ただし、] 当該議員は、連邦政府に所属してはならない。各州は、その指名した上院議員1人が [両院合同委員会において] 代表する；[ただし、] その議員は、[指名

(16) 原語の“ihre besonderen landsmannschaftlichen Verhältnisse”の訳語については、連邦法務省等運営法令サイト Gesetze im Internetに掲載の基本法第36条第2項の英語訳“the regional loyalties of their people”を参考とした。

(17) 連邦議会が調査委員会を設置する権利に関する規定。

した州の] 指示に拘束されない。両院合同委員会の組織及びその手続は、下院が議決する委員会規則によって規律し、この規則には上院の同意を必要とする。

- (2) 連邦政府は、防衛事態に対する政府の計画について、両院合同委員会に報告しなければならない。[ただし、] 下院及びその委員会が第 43 条第 1 項の権限⁽¹⁸⁾ を行使をすることを妨げない。

第 V 章 大統領 (抄)

[公務員の任命、恩赦、免責]

第 60 条 (1) 連邦大統領は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、連邦裁判官、連邦公務員、将校及び下士官を任免する。

- (2) ~ (4) (略)

第 VI 章 連邦政府 (抄)

[軍の指揮監督]

第 65a 条 軍の指揮監督権は、連邦国防大臣に属する。

第 VII 章 連邦の立法 (抄)

[連邦法律事項]

第 73 条 (1) 連邦は、次に掲げる事項について専属的立法権を有する：

1. 外交事務及び国防《文民たる住民の保護⁽¹⁹⁾を含む。》
2. ~ 9a. (略)
10. 次の事項に関する連邦と州との協力
 - a) (略)
 - b) 自由で民主的な基本秩序並びに連邦又は州の存立及び安全の擁護(憲法擁護)。(後略)
 - c) (略)
11. (略)
12. 武器法及び爆発物法
13. 戦傷者及び戦争遺族の援護並びにかつての捕虜の生活保護
14. (略)

- (2) (略)

[連邦と州との共管法律事項]

第 74 条 (1) 次に掲げる事項は、[連邦と州との] 共管法律事項とする：

1. ~ 8. (略)

(18) 連邦政府の構成員に出席を求める権限。なお、連邦政府は、連邦首相及び連邦大臣で組織する(第 62 条)。

(19) 前掲注 (11) 参照。

9. 戦争被害及び戦後補償

10. 戦没者その他の戦争犠牲者及び暴力的支配の犠牲者の墓苑

11. ～ 33. （略）

(2) （略）

[基本法の改正]

第 79 条 (1) 基本法は、明文でその字句を改め、削り、又は加える法律によらなければ、これを改正することができない。講和の規律、講和の規律の準備若しくは占領法秩序の除去を対象とし、又は連邦共和国の防衛に役立つべく定められている条約について、基本法の規定が当該条約の締結及び発効を妨げないことを明らかにする場合には、専らその旨が明らかな字句を基本法に加えることで足りる。

(2)・(3) （略）

[緊迫事態]

第 80a 条 (1) この基本法又は防衛（文民たる住民の保護⁽²⁰⁾を含む。）に関する連邦法律の定めるところにより、専らこの条の規定に従い関係法令を適用することができる場合においては、防衛事態を除き、下院が緊迫事態の発生を認定したとき又は個別にその適用に同意したときでなければ、これを適用することができない。緊迫事態の認定並びに第 12a 条第 5 項第 1 段及び第 6 項第 2 段の場合における個別の同意には、投票の 3 分の 2 [以上] の多数を必要とする。

(2) 第 1 項に規定する関係法令に基づいて講じられた措置は、下院の求めに応じて廃止するものとする。

(3) 第 1 項の規定にかかわらず、国際機関が連邦政府の同意を得て同盟条約の範囲内で行う決定に基づき、かつ、その決定に準拠して、当該関係法令を適用することができる。この項の規定による措置は、下院議員の過半数による要求があるときは、廃止するものとする。

第 VIII 章 連邦法律の執行及び連邦行政（抄）

[連邦行政事務]

第 87 条 (1) 外交事務、連邦財政事務並びに第 89 条の規定による連邦水路及び海運の管理は、行政下部組織を有する連邦固有行政〔機関〕が行う。連邦国境警備官庁、警察情報通信の中央官庁並びに憲法擁護を目的とし、及び連邦領域内の武力行使又はその準備行為によりドイツ連邦共和国の対外的利益を危うくする活動に対する保護を目的とする必要資料の収集を行う中央官庁は、連邦法律で組織する。

(2)・(3) （略）

(20) 同上

[軍]

- 第 87a 条 (1) 連邦は、国防のため、軍を置く。軍の規模の数値及びその組織の大綱は、予算で明示しなければならない。
- (2) 軍は、国防のため出動する場合を除くほか、この基本法で明確に定められた許容限度を超えて出動することができない。
- (3) 軍は、防衛事態及び緊迫事態において、その国防上の任務の遂行に必要な範囲内で、民用物⁽²¹⁾を保護し、及び交通規制を行う権限を有する。また、防衛事態及び緊迫事態において、警察の措置を支援するため、民用物の保護を軍に委任することができる；この場合には、軍は、所管の官庁に協力する。
- (4) 連邦若しくは州の存立又は自由で民主的な基本秩序に対する切迫した危険を防止するため、第 91 条第 2 項の要件に該当する事由がある場合において、警察の人員及び連邦国境警備隊〔の人員〕が十分でないときは、連邦政府は、民用物の保護及び組織的かつ軍事的な武装した反乱者の鎮圧に際し、警察及び連邦国境警備隊を支援するために、軍を出動させることができる。軍の出動は、下院又は上院の要求があったときは、中止するものとする。

[連邦国防行政]

- 第 87b 条 (1) 連邦国防行政は、行政下部組織を有する連邦固有行政〔機関〕が行う。連邦国防行政は、軍の人事及び軍需品の直接的補給に関する事務をつかさどる。負傷者の扶助及び土木建築に関する事務は、上院の同意が必要な連邦法律によらなければ、連邦国防行政に委任することができない。さらに、法律は、第三者の権利に介入する連邦国防行政権限を定める範囲内で、上院の同意を必要とするが、その人事に関する法律についてはこの限りでない。
- (2) [前項の規定によるもの]のほか、国防代役制度及び防衛（文民たる住民の保護⁽²²⁾を含む。）に関する法律には、上院の同意を得て、その全部又は一部を行政下部組織を有する連邦固有行政〔機関〕又は連邦の委託を受けた州が執行する旨の規定を設けることができる。当該法律のうち連邦の委託を受けた州が執行すべきものには、上院の同意を得て、第 85 条の規定に基づいて連邦政府及び所管の連邦最高官庁が有する権限⁽²³⁾の全部又は一部を連邦上級官庁に委任する旨の規定を設けることができる；この場合においては、その法律には、連邦上級官庁による第 85 条第 2 項第 1 段の一般的行政規則の制定について上院の同意を要しない旨の規定を設けることができる。

[国内緊急事態]

- 第 91 条 (1) 連邦又は州の存立又は自由で民主的な基本秩序に対する切迫した危険を防止するために、州は、他の州の警察の人員並びに他の行政官庁及び連邦国境警備隊の人

(21) 「民用物」とは、軍事目標以外の物をいう。ジュネーブ諸条約第 1 追加議定書第 52 条 1。国際刑事裁判所ローマ規程（平成 19 年条約第 6 号）第 8 条 2b(ii)。

(22) 前掲注 (11) 参照。

(23) 第 85 条は、連邦政府の一般的行政規則の制定権限（第 2 項）と所管の連邦官庁の州の官庁に対する指示の権限（第 3 項）について定めている。

員と設備とを要請することができる。

- (2) 危険が切迫している州において、自らその危険と戦う用意がなく、又は戦うことができる状態にないときは、連邦政府は、この州の警察の人員及び他の州の警察の人員を連邦の指示に従わせ、並びに連邦国境警備隊の部隊を出動させることができる。その命令は、危険が除去されたとき、[又は] その他の場合において上院の要求があったときは、廃止するものとする。その危険が2以上の州の領域にわたるときは、連邦政府は、[危険との] 効果的な戦いに必要な範囲内に限り、州政府に指示を与えることができる。[ただし、] 第1段及び第2段の規定の適用を妨げない。

第Ⅸ章 裁判（抄）

[その他の連邦裁判所]

第96条 (1) (略)

- (2) 連邦は、連邦裁判所として、軍 [に生じた事件] について軍刑事裁判所を置くことができる。軍刑事裁判所は、専ら防衛事態の間 [に生じた事件] 及び軍に属する者で外国に派遣中又は軍艦に乗船中のものに対して、その刑事裁判権を行使することができる。[その] 細目は、連邦法律で定める。当該裁判所は、連邦法務大臣の所轄の下に置く。その常勤の裁判官は、裁判官の資格を有する者でなければならない。
- (3) 前2項の裁判所 [に係属する事件] の最上級裁判所は、連邦通常裁判所とする。
- (4) (略)
- (5) 次に掲げる犯罪行為の刑事手続については、上院が同意した連邦法律で、州の裁判所が連邦の裁判権を行使する旨を定めることができる：
1. 集団殺害犯罪⁽²⁴⁾
 2. 国際刑法上の人道に対する犯罪⁽²⁵⁾
 3. 戦争犯罪⁽²⁶⁾
 4. 諸国民の平和共存を妨げるおそれのある故意の犯罪行為であって、前各号に掲げるもの以外のもの（第26条第1項）
 5. 国 [(州を含む。)] の安全 [に対する罪]⁽²⁷⁾

(24) 「集団殺害犯罪」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う当該集団の構成員の殺害その他の行為をいう。国際刑事裁判所ローマ規程第6条。同規程の国内実施に伴い制定された国際刑法典（Völkerstrafgesetzbuch (VStGB) v. 26. Juni 2002 (BGBl. I S. 2254)）第6条。

(25) 「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う殺害その他の行為をいう。国際刑事裁判所ローマ規程第7条。国際刑法典第7条。

(26) 「戦争犯罪」とは、①1949年8月12日のジュネーブ諸条約（昭和28年条約第23号～第26号）に対する重大な違反行為、②確立された国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反又は③確立された国際法の枠組みにおいて国際的な性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反をいう。国際刑事裁判所ローマ規程第8条2(a), (b) 及び (e)。国際刑法典第8条～第12条。

(27) 具体的には内乱や外患などを対象とする犯罪である。なお、刑事訴訟法典第98a条第1項第2号及び裁判所構成法第74a条・第120条参照。

第 X a 章 防衛事態

[防衛事態の宣言]

- 第 115a 条 (1) 連邦領域が武力攻撃を受け、又は当該攻撃を受けるおそれが直前に切迫している事態（防衛事態）は、上院の同意を得て、下院が認定する。その認定は、連邦政府の申立てに基づき、下院議員の投票の 3 分の 2 [以上] の多数で決し、かつ、下院議員の過半数の賛成を必要とする。
- (2) やむを得ない事情により直ちに行動する必要がある場合において、克服の困難な支障により下院の適時の集会が妨げられ、又は下院 [の出席議員] が定足数に達することができないときは、[防衛事態の] 認定には、両院合同委員会の委員の投票の 3 分の 2 [以上] の多数かつ委員の過半数 [による議決] を必要とする。
- (3) [防衛事態の] 認定は、第 82 条の規定⁽²⁸⁾に従い、連邦大統領が連邦法律公報で布告する。適時に連邦法律公報で布告することができないときは、他の方法で布告する；[防衛事態の] 認定は、その後できるだけ速やかに連邦法律公報に掲載するものとする。
- (4) 連邦領域が武力攻撃を受けた場合において、所管の連邦機関が直ちに第 1 項第 1 段の規定により [防衛事態の] 認定をすることができないときは、この認定があったものとし、かつ、その攻撃が開始された時点でその布告があったものとする。連邦大統領は、事情の許す限り直ちにその時期を告知する。
- (5) 防衛事態の認定が布告され、かつ、連邦領域が武力攻撃を受けた場合には、連邦大統領は、下院の同意を得て、防衛事態にある旨の国際法上の宣言をすることができる。[この場合において、] 第 2 項の要件があるときは、両院合同委員会は、下院を代行する。

[連邦首相の指揮監督権]

第 115b 条 防衛事態の布告とともに、軍の指揮監督権は、連邦首相に移管される。

[連邦の立法権の拡大]

- 第 115c 条 (1) 連邦は、防衛事態については、州法律事項であっても、共管法律 [事項として連邦法律] を制定することができる。当該法律 [の成立] には、上院の同意を必要とする。
- (2) 防衛事態の間、その事態 [の対処] に必要な限度において、連邦法律で、防衛事態に関し、次に掲げる措置を講じることができる：
1. 第 14 条第 3 項第 2 段⁽²⁹⁾の規定にかかわらず、公用収用に際し、補償に関する臨時の定めをすること。

(28) 法律及び法規命令の認証、公布などの手続に関する規定。

(29) 補償の方法及び程度を定める法律による場合又は当該法律に基づく場合でなければ、公用収用を行うことができない旨の規定。

2. 自由の剝奪について、裁判官が平時に適用される期間内に活動することができなかつた場合のために、第 104 条第 2 項第 3 段⁽³⁰⁾ 及び第 3 項第 1 段⁽³¹⁾ の期間と異なる 4 日以内の期間を定めること。
- (3) 現に受け、又は著しく切迫した攻撃の防御に必要な限度において、財政上の観点その他の観点から見て州、市町村及び市町村連合の存続が可能な範囲内で、防衛事態について、連邦及び州の行政及び財政制度に関し、上院の同意を得た連邦法律で、第 8 章、第 8a 章及び第 10 章の規定⁽³²⁾ と異なる定めをすることができる。
- (4) 第 1 項及び第 2 項第 1 号の連邦法律は、その施行の準備のため、防衛事態の発生前に、適用することができる。

[緊急の法律案]

- 第 115d 条 (1) 連邦の立法に関しては、防衛事態においては、第 76 条第 2 項、第 77 条第 1 項第 2 段及び第 2 項から第 4 項まで、第 78 条⁽³³⁾ 並びに第 82 条第 1 項⁽³⁴⁾ の規定にかかわらず、第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- (2) 連邦政府が緊急の法律案を提出するときは、これを下院に提出し、同時に上院に送付するものとする。両院は、その法律案を遅滞なく合同で審議する。上院の同意が必要な法律に限り、成立には、その投票の過半数の同意を必要とする。その細目は、下院が議決して成立し、上院の同意を必要とする議事規則で定める。
- (3) [前項の規定により成立した] 法律の公布については、第 115a 条第 3 項第 2 段の規定を準用する。

[両院合同委員会]

- 第 115e 条 (1) 両院合同委員会は、防衛事態の場合において、その委員の過半数で、投票の 3 分の 2 [以上] の多数をもって、下院の適時の集會にやむを得ない支障があり、又は下院 [の出席議員] が定足数に達することができないと認めるときは、両院の地位を有し、その権能を単一の機関として行使する。
- (2) 両院合同委員会の [議決する] 法律で基本法を改正し、その全部又は一部について、その効力を失わせ、又はその適用を停止することができない。両院合同委員会は、第 23 条第 1 項第 2 段、第 24 条第 1 項又は第 29 条⁽³⁵⁾ の規定による法律を制定する権限を有しない。

(30) 警察が、逮捕した者を、逮捕した日の翌日の終了後も、独断で自己の留置所に留置することを禁止する規定。

(31) 逮捕された日の翌日までに裁判官の下に引致されるとする規定。

(32) 第 8 章は行政の分野における連邦と州の権限関係等、第 8a 章は連邦が州の任務に対して協力する共同任務の分野等、第 10 章は連邦と州の税収入の配分等について規定している。

(33) いずれも通常の立法手続に関する規定であるが、その多くは連邦参議院の権限に関するものである。

(34) 法律は、連邦大統領が認証し、連邦法律公報で公布することを規定している。

(35) 欧州連合への主権的な権能の委任に関する法律（第 23 条第 1 項第 2 段）、国際機関への主権的な権能の委任に関する法律（第 24 条第 1 項）及び州の領域の変更に関する法律等（第 29 条）。

[連邦国境警備隊の使用、指揮監督権の拡大]

第 115f 条 (1) 防衛事態において、連邦政府は、必要な限度で、次に掲げる措置を講じることができる。

1. 連邦国境警備隊を連邦全域に出動させること。
2. 連邦行政〔官庁〕のほか、州政府、連邦政府が緊急と認める場合にあっては州の官庁に対して指示し、かつ、この権限を連邦政府が指定した州政府の構成員に委任すること。

(2) 下院、上院及び両院合同委員会は、第 1 項の規定に従って講じられた措置について、遅滞なく、報告を受けるものとする。

[連邦憲法裁判所]

第 115g 条 連邦憲法裁判所及びその裁判官の憲法上の地位及び職務遂行は、侵害してはならない。連邦憲法裁判所に関する法律は、連邦憲法裁判所がその職務遂行能力の継続的な確保に必要と認めた場合でなければ、両院合同委員会の〔議決する〕法律で改正してはならない。連邦憲法裁判所は、当該法律が公布されるまでの間は、同裁判所の職務遂行能力の維持に必要な措置を講じることができる。連邦憲法裁判所は、出席した裁判官の過半数をもって、第 2 段及び第 3 段の規定による決定を行う。

[議会議員その他の公務員の任期の満了]

第 115h 条 (1) 下院又は州議会の任期で防衛事態の間に満了するものは、防衛事態の終了後 6 か月で終了する。防衛事態の間に満了する連邦大統領の任期及びその職務が任期満了前に終了した場合の上院議長による職務の代行は、防衛事態の終了後 9 か月で終了する。防衛事態中に終了する連邦憲法裁判所の構成員の任期は、防衛事態の終了後 6 か月で終了する。

(2) 両院合同委員会が連邦首相を新たに選出する必要があるときは、両院合同委員会はその委員の過半数をもって新たな連邦首相を選出する；〔この場合においては、〕連邦大統領が、両院合同委員会に〔連邦首相候補者を〕提案する。両院合同委員会は、その委員の 3 分の 2〔以上〕の多数をもって連邦首相の後任を選出しなければ、連邦首相の不信任を表明することができない。

(3) 防衛事態の存続期間中は、下院の解散は行わない。

[州政府の権限]

第 115i 条 (1) 連邦の所管の機関が危険の防止に必要な措置をとることができない場合において、やむを得ず連邦領域の一部〔の区域〕において即時に自らの判断で行う必要があるときは、州政府又はその指定を受けた官庁若しくはその委託を受けた者は、その管轄の範囲内において第 115f 条第 1 項に規定する措置を講じる権限を有する。

(2) 連邦政府は、州の官庁及び連邦下級官庁との関係にあっては州首相も、第 1 項の規定による措置をいつでも廃止することができる。

[緊急法令の効力及び存続期間]

- 第 115k 条 (1) 第 115c 条、第 115e 条及び第 115g 条の規定による法律及び当該法律に基づく法規命令の適用がある間、これらに反する法令は、その適用を停止する。[ただし、第 115c 条、第 115e 条及び第 115g 条に基づく旧法令については、この限りでない。]
- (2) 両院合同委員会が議決した法律及び当該法律に基づく法規命令は、防衛事態の終了後 6 か月以内にその効力を失う。
- (3) 第 91a 条、第 91b 条、第 104a 条、第 106 条及び第 107 条⁽³⁶⁾の規定と異なる規定を有する法律は、防衛事態の終了後、翌会計年度が経過したときは、適用しない。当該法律は、防衛事態の終了後、上院の同意を得た連邦法律で、第 8a 章及び第 10 章⁽³⁷⁾に基づくものに改めることができる。

[緊急措置の廃止、講和条約の締結]

- 第 115l 条 (1) 下院は、いつでも、上院の同意を得て、両院合同委員会の [議決した] 法律を廃止することができる。上院は、下院に対し当該議決を要求することができる。両院合同委員会又は連邦政府が、危険を防止するためにとったその他の措置は、下院及び上院がその廃止を議決した場合には、廃止しなければならない。
- (2) 下院は、上院の同意を得て、いつでも、連邦大統領が布告すべき議決により防衛事態の終了を宣言することができる。上院は、下院に対し当該議決を要求することができる。防衛事態は、その認定の要件がなくなったときは、遅滞なく、その終了を宣言しなければならない。
- (3) 講和条約の締結については、連邦法律で定める。

凡 例

1 構成

この巻末資料は、米国憲法、フランス憲法及びドイツ基本法の軍関係規定及び緊急事態条項を抜粋して翻訳したものである。

2 出典

米国憲法、フランス憲法及びドイツ基本法の原文は、インターネット上の公的な最新の資料を出典とした。

(1) 米国

“The Constitution of the United States — Literal Print” and “Amendments to the Constitution of the United States [— Literal Print],” Michael J. Garcia et al., eds., (prepared by the Congressional

(36) 第 91a 条及び第 91b 条は、共同任務の遂行手続等及び学術・研究・教育の助成に関する連邦と州の協力について、第 104a 条、第 106 条及び第 107 条は、各々、連邦と州との経費負担の関係及び税収等の配分並びに州間の財政調整について規定している。

(37) 第 8a 章は共同任務及び行政協力、第 10 章は財政の規定である。前掲注 (32) 参照。

Research Service, Library of Congress), *Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation* — Centennial Edition — Interim ed.: Analysis of case decided by the Supreme Court of the United States to Aug., 26, 2017, (S. Doc. No. 112-9), Washington D.C.: U.S. Government Publishing Office, 2017, pp.1-45.

収載 米国議会図書館運営サイト Congress.gov : “Constitution Annotated.” <<https://www.congress.gov/constitution-annotated>>

(2) フランス

① Constitution du 4 octobre 1958. <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Constitution/Constitution-du-4-octobre-1958>>

② Préambule de la Constitution du 27 octobre 1946. <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Constitution/Preambule-de-la-Constitution-du-27-octobre-1946>>

収載 フランス政府運営法令サイト Légifrance : “La Constitution.” <<https://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Constitution>>

(3) ドイツ

Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 100-1, veröffentlichten bereinigten Fassung, das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 28. März 2019 (BGBl. I S. 404) geändert worden ist.

収載 ドイツ連邦法務省等運営法令サイト Gesetze im Internet : “Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland.” <<http://www.gesetze-im-internet.de/gg/BJNR000010949.html>>

3 記載法

(1) 配字

配字については、翻訳者が適宜の調整をして表記の統一を図った。

(2) 条項の編成

(i) 条名

「改正」が慣例的に「修正」と訳される米国憲法の憲法修正は、増補方式（修正条項自体が独立した完全な内容を持ち、既存の憲法に追加されてゆく方式）によっている。その修正条項の条名原文には“Article”に代え“Amendment”が用いられ、“Amendment I”～“Amendment XXVII”となっている。IIでは、このような修正条項の条名を「第〇修正」と訳した。

(ii) 項番号

原文に表示がない項番号は、出典や参考文献で確認し、慣例に従い丸付き数字（① ② ③ …）で表示した。

(3) 句読法

原文中のコロン（:）やセミコロン（;）は、そのまま用いた。

(4) 括弧

全角角括弧（〔 〕）内の記載は、訳者が補記したものである。なお、米国憲法の条項見出しは出典の逐条解説の部分を用いて、ドイツ基本法の条見出しについてはドイツ連邦法務省等運営法令サイト Gesetze im Internet 掲載の英語訳の基本法を用いて補記した。

二重丸括弧（（ ））は、訳者が補記した括弧である。

参考文献

- ・ 初宿正典訳『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と第 62 回改正までの全経過—』信山社出版, 2018.
- ・ 鈴木康彦『註釈アメリカ合衆国憲法』国際書院, 2000.
- ・ 高井裕之「アメリカ合衆国」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第 5 版』有信堂高文社, 2018, pp.1-16.
- ・ 田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991.
- ・ 塚本重頼・長内了『註解アメリカ憲法 全訂新版』酒井書店, 1983.
- ・ 辻村みよ子「フランス共和国」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 4 版』三省堂, 2017, pp.235-283.
- ・ 永田秀樹「ドイツ連邦共和国」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第 5 版』有信堂高文社, 2018, pp.323-362.
- ・ 野坂泰司「アメリカ合衆国」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 4 版』三省堂, 2017, pp.63-95.
- ・ 松浦一夫「ドイツ連邦共和国基本法（抄）」『立憲主義と安全保障法制—同盟戦略に対応するドイツ連邦憲法裁判所の判例法形成—』三和書籍, 2016, pp.476-495.
- ・ 光信一宏「フランス共和国」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第 5 版』有信堂高文社, 2018, pp.460-482.
- ・ “The Constitution of the United States of America — with Analysis,” Michael J. Garcia et al., eds., (prepared by the Congressional Research Service, Library of Congress), Constitution of the United States of America: Analysis and Interpretation — Centennial Edition — Interim ed.: Analysis of Cases Decided by the Supreme Court of the United States to Aug., 26, 2017, (S. Doc. No. 112-9), Washington D. C.: U. S. Government Publishing Office, 2017, pp.57-2324. Congress.gov Website <<https://www.congress.gov/constitution-annotated>>
- ・ “Constitution of 4 October 1958.” Conseil constitutionnel Website <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/en/constitution-of-4-october-1958>>
- ・ “Preamble to the Constitution of 27 October 1946.” Conseil constitutionnel Website <https://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank_mm/anglais/cst3.pdf>
- ・ Christian Tomuschat and Donald P. Kommers, transl. and rev. in cooperation with Sprachendienst des Deutschen Bundestages, “Basic Law for the Federal Republic of Germany,” incl. Amnd. to the Act by Article 1 of the Act of 23 Dec. 2014 (Federal Law Gazette I p. 2438). Gesetze im Internet Website <http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_gg/>

「基本情報シリーズ」

既刊

⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集 (7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集 (8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月
⑱各国憲法集 (9) フィンランド憲法	2015年 3月
⑲ドイツ民法 I (総則)	2015年 3月
⑳ドイツ民法 II (債務関係法)	2015年 6月
㉑各国憲法集 (10) ハンガリー憲法	2016年 3月
㉒諸外国の下院の選挙制度	2016年 3月
㉓違憲審査制の論点 (改訂版)	2016年 12月
㉔諸外国の付加価値税 (2018年版)	2018年 3月
㉕フランス議会下院規則	2018年 3月
㉖諸外国の国民投票法制及び実施例 (2019年版)	2019年 3月

調査資料 2019-1-a

基本情報シリーズ^㉗

米国・フランス・ドイツ各国憲法の
軍関係規定及び緊急事態条項

令和元年 11月 20日 発行
ISBN 978-4-87582-851-8

編集 国立国会図書館調査及び立法考査局

発行 国立国会図書館

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ <<https://www.ndl.go.jp/>>
ホーム>国会関連情報>調査資料>2019年

Provisions Concerning Armed Forces and Emergency Provisions of U.S., French and German Constitutions

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2019-1-a

ISBN 978-4-87582-851-8

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。